

## 租税特別措置等に係る政策評価

国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日改正）に基づき、租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等をいう。以下同じ。）に係る政策評価（事業評価方式）を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

### 1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、租税特別措置等の透明化を図るとともに、政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすために実施するものである。

事前評価は、租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際に実施するものであり、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際には、必ず実施しなければならないこととされている。

事後評価は、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等について、事後評価実施計画に定めるものについて実施する。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、各府省共通の様式により、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等）等を明らかにする。

（第三者の知見活用）

評価の運営状況等について、中立的観点からの第三者の意見等を聴取するため、国土交通省政策評価会を必要に応じて開催することとしている（国土交通省政策評価会の議事録等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。また、個々の施策ごとにも、必要に応じて学識経験者等の助言を活用することとしている。

### 2. 今回の評価結果等について

今回は、平成25年度税制改正要望にあたって26の租税特別措置等について事前評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、様式は別添2、個別の評価結果は別添3のとおりである。

以上

## 租税特別措置等に係る政策評価書一覧

	事前評価	ページ
(大臣官房)		
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	1
2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	6
(総合政策局)		
3	PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設	13
4	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長	16
(国土政策局)		
5	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	20
6	特定地域における工業用機械等の特別償却(振興山村として指定された地区)の拡充及び2年延長	26
7	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長	31
8	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長	35
9	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長	38
(土地・建設産業局)		
10	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し	41
11	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置(海外不動産関係)	44
(都市局)		
12	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	46
13	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために土地が地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用	49

# 租税特別措置等に係る政策評価書一覧

	事前評価	ページ
14	都市再生緊急整備地域に係る課税の特別措置の延長	53
15	認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置の延長	57
16	認定集約都市開発事業に係る買換え特例等の創設	61
17	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長	64
18	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の充実	67
19	特定緑地管理機構に係る緑地管理機構の課税の特例措置の拡充  (水管理・国土保全局)	70
20	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長	73
21	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(グリーン投資減税)  (住宅局)	80
22	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化	85
23	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	88
24	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の延長  (海事局)	93
25	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)の拡充	97
26	船舶に係る特別償却制度の延長	102

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		
2	要望の内容		
3	担当部局		
4	評価実施時期		
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		
6	適用又は延長期間		
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  《政策目的の根拠》
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
8	有効性 等	① 適用数等	

		②: 減収額	
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③: 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 (法人税)	
2	要望の内容	総額型の控除上限の再引上げ(法人税額の20%→30%)	
3	担当部局	大臣官房技術調査課	
4	評価実施時期	平成24年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加型:昭和42年度創設</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設</li> <li>・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設</li> <li>・総額型:平成15年度創設</li> <li>・高水準型:平成20年度創設</li> <li>・平成24年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長</li> </ul>	
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし</li> <li>・増加型・高水準型:平成25年度末まで</li> </ul>	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標11. ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41. 技術研究開発を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用実績(うち、税法上の中小企業分)</li> <li>〈総額型〉</li> <li>平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度)</li> <li>平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度)</li> <li>(出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。</li> </ul>

〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉  
 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度)  
 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度)  
 (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

・将来推計

〈総額型〉  
 平成23年度見込み 6,475事業年度(3,783事業年度)  
 平成24年度見込み 6,775事業年度(3,783事業年度)  
 平成25年度見込み 6,719事業年度(3,584事業年度)  
 (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉  
 平成25年度見込み 1,616事業年度(1,051事業年度)  
 (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

・利用業種

下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	158	22
化学	56	7
電気機器	25	3
精密機器	14	2
輸送用機器	12	0
機械	9	0
食料品	8	1
ゴム製品	7	2
情報・通信業	4	1
金属製品	3	1
その他	20	5

平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より

② 減収額

・減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)  
 〈総額型〉  
 平成21年度 2,432億円(125億円)  
 平成22年度 3,502億円(165億円)  
 (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)

〈総額型のうち、控除上限20%→30%〉  
 平成21年度 342億円(9億円)  
 平成22年度 460億円(12億円)  
 (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

・将来推計  
 <総額型(平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計)>  
 平成23年度見込み 3,735億円(131億円)  
 平成24年度見込み 3,760億円(120億円)  
 平成25年度見込み 4,178億円(126億円)  
 (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

<総額型のうち、控除上限20%→30%>  
 平成25年度見込み 589億円(11億円)  
 (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

③ 効果・達成  
 目標の実  
 現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)  
 我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率

(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators database 2012/01」

<今後の達成予測>

主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64



アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

<今後の達成予測>

主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型控除上限の引上げにより、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成25年度～平成34年度)

平成25年度の減収見込み額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)。

<控除上限型>

平成25年度の減収見込み額における、今回要望内容の効果

- ・減収額：589億円程度  
↓ (マクロモデルによる計算)
- ・GDP 押し下げ影響：約3, 596億円

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成25年度～平成34年度) 経済波及効果の試算 (※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)

<今回要望：控除上限20%→30%>

- ・平成25年度減収額 (大企業 579 億円、中小企業 11 億円)  
↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果  
大企業：1.49 倍  
中小企業：1.41 倍
- ・研究開発投資押上げ額  
大企業：863 億円(579 億円×1.49 倍)  
中小企業：15.5 億円(11 億円×1.41 倍)  
↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる計算)  
大企業：3, 532億円  
中小企業：64億円
- ・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：3, 596億円

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国においては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(75.3%、主要国中トップ)</li> <li>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、</li> <li>③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</li> </ul> </li> <li>・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</li> <li>・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</li> <li>・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</li> </ul>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</li> <li>・ また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</li> </ul>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</li> </ul>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月(平成24年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (法人住民税)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>総額型控除上限の再引き上げ(法人税額の20%→30%)</p>
3	担当部局	大臣官房技術調査課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乘せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乘せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乘せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p>
6	適用又は延長期間	<p>・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし</p> <p>・増加型・高水準型:平成25年度末まで</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP4%以上にする。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)</p> <p>「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図るため、研究開発税制の維持等を図る。」</p>

			「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」 (日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標11. ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41. 技術研究開発を推進するに包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8	有効性等	① 適用数等	適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。  国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】  (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】  国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】  国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合 平成21年度 51.1% 平成22年度 50.7% 【中小企業庁アンケート調査結果より算出】  以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。  本租特における利用実績 平成21年度 2,254事業年度 平成22年度 2,693事業年度

したがって、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。

また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。

主な業種の本租特利用実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%
電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%
ソフトウエア業	3.5%	2.8%	4.2%

【中小企業庁アンケート調査結果より算出】

将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2,000～2,500事業年度程度と推測される。

② 減収額

地方税における減収額

減収額実績

平成21年度 23億円

平成22年度 30億円

【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】

減収額見込み

平成23年度見込み 23億円

平成24年度見込み 21億円

平成25年度見込み 22億円

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(減収額実績の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考) 国税における減収額

減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2,565億円(131億円)

平成22年度 3,726億円(174億円)

【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成23年度見込み 3,857億円(137億円)

平成24年度見込み 3,938億円(126億円)

平成25年度見込み 4,373億円(131億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】  
 ※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計

(参考) 国税のうち、総額型における減収額

減収額実績(うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2,432億円(125億円)

平成22年度 3,502億円(165億円)

【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

総額型のうち、控除上限20%→30%

平成21年度 342億円(9億円)

平成22年度 663億円(12億円)

【経済産業省企業アンケート調査より推計】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成23年度 3,735億円(131億円)

平成24年度 3,759億円(120億円)

平成25年度 4,178億円(126億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(参考)

総額型のうち、控除上限20%→30%における減収見込み額

平成25年度見込み 589億円(11億円)

【経済産業省企業アンケート調査より推計】

③ 効果・達成  
 目標の実  
 現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成21年)  
 我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.36%(2009年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合



わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2009年時点で2.54%という世界的にみても高い水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)

増加型・高水準型相当分:

中小企業庁アンケート調査結果(平成24年度)より、平成25年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、総額型相当分の減収額を11億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした。)。

・平成25年度地方税における減収額 1.9億円

↓ (マクロモデルによる計算)

・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し下げ影響:11.1億円

		<p>上記の試算に基づき、平成25年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成25年度～平成34年度の累計)は約11.1億円</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25～34年度)</p> <p>経済波及効果の試算 (※経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)</p> <p>【研究開発税制今回要望:控除上限20%→30%(国税)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度減収額</li> <li>(大企業589億円、中小企業11億円)</li> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</li> <li>大企業:1.49倍</li> <li>中小企業:1.41倍</li> <li>・研究開発投資押上げ額</li> <li>大企業:863億円(589億円×1.49倍)</li> <li>中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍)</li> <li>↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)</li> <li>大企業:3,532億円</li> <li>中小企業:64億円</li> <li>・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:3,532億円</li> </ul> <p>※地方税部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度減収額 11億円</li> <li>↓ 地方税に換算:0.173倍</li> <li>・平成25年度での地方税減収額:1.9億円</li> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.41倍</li> <li>・研究開発投資押上げ額:2.6億円(1.9億円×1.41倍)</li> <li>↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算):11.1億円</li> <li>・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押上げ効果(地方税分):約11.1億円</li> </ul>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>・我が国においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(75.3%。主要国中トップ)</li> <li>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、</li> <li>③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</li> </ul> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているということが出来る。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。</p>



		<p>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	P F I 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設（法人税、法人住民税、法人事業税）
2	要望の内容	<p>PFI事業が実施される公共施設等のうち、大規模修繕が必要となるものについては、PFI事業者が将来における大規模修繕に備えるため、一定期間準備金を積み立てる必要があるが、現行税制においては、そのような準備金の損金算入が認められていない。</p> <p>PFI事業者の準備金積立を促進し、PFI事業による公共施設等の適切な維持管理を確保するため、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設けることを要望するもの。</p> <p>一定期間ごとに大規模修繕が行われる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設ける。</p>
3	担当部局	総合政策局官民連携政策課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性 等	<p>① 政策目的 及びその 根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 日本再生戦略(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「2010～2020 年のPFI事業規模:少なくとも約 10 兆円以上」が掲げられた。 このため、大規模修繕が必要となる公共施設等に関しても、PFI事業化を推進する必要がある。</p> <p>大規模修繕が必要な公共施設等においては、大規模修繕に備え、修繕費用を一定期間にわたり積み立てを行う必要がある。 このため、大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図ることが必要。このことにより、大規模修繕に必要な公共施設等におけるPFI事業の安定的な運営、ひいては大規模修繕に必要な公共施設等におけるPFI事業の増加、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものと考え</p> <p>る。</p> <p>----- 《政策目的の根拠》 上記ご参照</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標30 社会資本整備・管理等を効率的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【日本再生戦略】 2010～2020年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 【日本再生戦略】 2010～2020年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 大規模修繕が必要となる公共施設等について、準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図り、大規模修繕の必要なPFI事業の安定的な運営を通じて、PFI事業投資への魅力を高め、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。
8 有効性等	① 適用数等	<p>&lt;&lt;適用数の実績把握&gt;&gt; 本要望は2013年度以降に事業化するPFI事業を対象とするもの。</p> <p>&lt;&lt;適用数の将来予測&gt;&gt; 大規模修繕が必要な公共施設等におけるPFI事業における、大規模修繕について、措置の適用が見込まれる。</p>	
	② 減収額	-	
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度) 大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図ることは、大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の安定的な運営、ひいては大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の増加を促進し、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度) 2010年から2020年までの11年間で、従来と比較して2倍以上の事業規模の拡大を目指す。 99年末～09年末(11年間)のPFI事業規模(累計)は約4.7兆円と見込まれる。</p>	

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 32 年度)</p> <p>大規模修繕に備えた準備金の積み立てが民間事業者にとって負担となり、大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業が進まず、PFI事業規模の拡大が進まないおそれがある。</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 32 年度)</p> <p>大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の増加が促進され、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理を図ることができる。また、PFI事業のより安定的な運営が可能となり、大規模修繕の必要なPFI事業の増加を見込むことができることから、要望は妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体の長が公共施設等の管理者等としてPFI事業を実施しており、PFI事業数も多いことから地方公共団体において本租税措置を講ずることが必要。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長 (法人税)
2	要望の内容	<p>流通に関わる事業者における流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって我が国産業の国際競争力を強化するとともに、物資の流通に伴う環境の負荷の低減を図ることを目的として平成 17 年に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下、「物流総合効率化法」という。)が施行された。</p> <p>物流総合効率化法の施行に併せ、同法による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者(同法に規定する「特定流通業務施設」の確認を受けた者を含む。)が、倉庫用建物等の施設(特定流通業務施設に限る。)を建設又は取得した場合に、当該施設に対し割増償却制度(年間 10%)の適用を受けることができることとし、同法の目的達成を促進してきたところ。</p> <p>本租税特別措置により物流事業者の初期投資負担を軽減することができ、物流の総合化及び効率化や環境負荷低減に資する倉庫等の整備を推進してきているところであり2年間延長する。</p> <p>倉庫業者のうち9割を占める中小零細事業者においては、多額の設備投資が必要となることから、1事業者で新たに高機能な物流施設を建設するのは困難な状況である。このことから、流通業務総合効率化事業について、複数の事業者が既存の倉庫を一体的に活用しながら、共同化で事業を行う場合についても、流通業務の総合化及び効率化を図る総合効率化計画の認定を受けることができるものとする(物流総合効率化法の改正)。これに伴い、共同化事業に係る特定流通業務施設(新たに建設又は取得したものに限り)についても、新たに本税制の適用対象に加える(拡充)。</p> <p>また、近年のネット通販やeコマースの発展を背景とした、少量多品種出荷や一般消費者向けの配送の増加等を踏まえ荷揃の効率化に対応するため設備要件を見直す。</p> <p>更に、東日本大震災等での教訓を踏まえ、上記見直しに併せて流通業務の早期機能回復を可能とする施設の整備を推進するため、荷崩れが予想される貨物を取り扱う場合には、荷崩れ防止のための措置を講ずるものとする(物流総合効率化法の改正)。また、情報交換機能及び貨物保管場所管理機能について、バックアップデータの当該倉庫施設外での保管体制の構築や災害時のバックアップデータによる運用に必要な非常用通信・非常用電源を機能要件に追加する。</p>
3	担当部局	総合政策局物流政策課物流産業室
4	評価実施時期	平成 24 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 49 年度 創設</p> <p>平成 8 年度 延長 (20/100)地区要件の追加</p> <p>平成 10 年度 延長 (18/100)ランプウェイ構造追加</p> <p>平成 12 年度 延長 (16/100)</p> <p>平成 14 年度 延長 (12/100)規模要件の引き上げ</p> <p>平成 16 年度 延長 (10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止</p> <p>平成 17 年度 延長 (10/100)要件の見直し</p> <p>平成 18 年度 延長 (10/100)</p> <p>平成 19 年度 延長 (10/100)</p>



		平成 21 年度 延長 (10/100)要件の見直し 平成 23 年度 延長 (10/100)要件の見直し																
6	適用又は延長期間	2年間																
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 当該事業は、近年における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図るため、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること(物流総合効率化法第一条)が目的である。 《政策目的の根拠》 平成 21 年 7 月 14 日に閣議決定されている「総物流施策大綱(2009-2013)」において、『同法に基づく、社会資本整備と連携した物流施設の整備及び当該施設を利用した物流の総合化・効率化や、「流通業務市街地の整備に関する法律」による流通業務団地等及び土地区画整理事業の活用による物流施設の配置と供給も、引き続き必要である。』とされているところ。 また、運輸部門における地球温暖化対策については、平成 17 年に発効した京都議定書の国際約束の達成に向けて地球温暖化対策推進大綱に基づく現行施策の確実な実施に加え物流総合効率化法により施策の充実・強化を図ってきているところ、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」においては、同戦略における 7 つの戦略分野の 1 つである「グリーン・イノベーション」に、「2020 年に、温室効果ガスを 1990 年比で 25%削減する」との目標を掲げており、環境負荷の低減(CO2 排出量の削減)を図る必要がある。 更に、平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災において、重要な物流拠点が津波等による電源喪失により情報交換機能や貨物保管場所管理機能が損なわれ、保管貨物を出庫できない状況となったことから、長期にわたり物流網の寸断が生じ国民生活や地域経済に支障が生じた経験を踏まえ、流通業務の早期の機能回復を可能とする流通業務施設の整備を促進する(物流総合効率化法の目的規程に追加予定)。																
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する に包含																
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 新成長戦略に掲げられた「平成 32(2020)年度末までに CO2 排出量を 1990 年に対して 25%相当を削減する」の着実な遂行のため、環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、営業用倉庫からの CO2 排出量について 29 万トン(1990 年排出量 115 万トンに対して 25%相当)を削減。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、延長後の期限である平成 26(2014)年度末までの 2 年間に、CO2 排出量を 4.4 万トン(政策目標を達成するのに今後必要なペース(2.2 万トン/年))削減する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新成長戦略に掲げられた「平成 32(2020)年度末までに CO2 排出量を 1990 年に対して 25%相当を削減する」の着実な遂行に寄与する。																
8	有効性等	① 適用数等 《過去の実績》 (単位:件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>17</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>28</td> <td>176</td> </tr> </tbody> </table>	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計	6	17	23	28	37	37	28	176
17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計											
6	17	23	28	37	37	28	176											

		<p>税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績  * 平成 23 年度は見込み  《将来の推計》 (単位: 件)</p> <table border="1"> <tr> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>32</td> <td>37</td> <td>38</td> <td>283</td> </tr> </table> <p>アンケート調査を基に集計  平成 17 年度から平成 23 年度までの物流総合効率化法による認定件数は 168 件、税制利用棟数は 45 棟あり、約 27%が本制度を利用していることから僅少とは言えない。また、流通業務の総合化及び効率化を促進するため、本税制の適用を受けるための立地要件や設備要件を高く設定している。そのため、中長期的な設備投資計画で施設及び設備の導入を決定するものであり、また、導入される普通倉庫の耐用年数は 31 年、冷蔵倉庫は 21 年、倉庫附属設備は 12 年であり、毎年設備投資が行われるものではない。</p>	24 年度	25 年度	26 年度	合計	32	37	38	283																			
24 年度	25 年度	26 年度	合計																										
32	37	38	283																										
	② 減収額	<p>《過去の実績》 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>6</td> <td>31</td> <td>51</td> <td>66</td> <td>88</td> <td>92</td> <td>68</td> <td>402</td> </tr> </table> <p>税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績  * 平成 23 年度は見込み  《将来の推計》 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>61</td> <td>57</td> <td>46</td> <td>566</td> </tr> </table> <p>アンケート調査を基に集計</p>	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計	6	31	51	66	88	92	68	402	24 年度	25 年度	26 年度	合計	61	57	46	566			
17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計																						
6	31	51	66	88	92	68	402																						
24 年度	25 年度	26 年度	合計																										
61	57	46	566																										
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 17 年度～平成 23 年度)  平成 17 年 10 月 1 日の物流総合効率化法施行後、平成 24 年 3 月末現在で 168 件の総合効率化計画の認定があり、そのうち営業倉庫(160)件の排出削減量は 89,095 トンとなっている。(達成目標 29 万トンに対する達成率約 31%)  今後は、現行制度の拡充・延長により効率的で環境負荷低減の低減に資する物流拠点施設の整備をさらに促進し、平成 32 年(2020)度末までに CO2 排出量を 1990 年比 25%削減する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 17 年度～平成 24 年度)  環境負荷低減等の課題に対応した物流施設に対する投資を促進し、平成 24 年度末までに CO2 排出量を 20 万トン削減する(営業倉庫については 12 万トン(1990 年比 11%相当)を削減)と目標を定めていた。  平成 23 年度末における総合物流効率化計画の認定件数は 168 件、そのうち営業倉庫(160 件)の排出削減量は 89,095 トンであり、平成 24 年度末までにあと約 3 万トンを削減する必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 17 年度～平成 26 年度)  近年の景気悪化等により厳しい経営環境に直面している倉庫業者が、流通業務の総合化及び効率化を促進するための営業倉庫の設備投資が進まず、CO2 排出削減量について、従来より低い削減量しか見込めず、平成 32(2020)年度末までに 25%(1990 年比)という政府の地球温暖化対策の中期目標を達成できなくなることが予想される。</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>35</td> <td>29</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>CO2 削減量ト</td> <td>8,899</td> <td>6,856</td> <td>39,756</td> <td>19,892</td> <td>4,874</td> <td>6,339</td> <td>2,479</td> <td>89,095</td> </tr> </table>	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計	件数	22	29	35	29	18	12	15	160	CO2 削減量ト	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	89,095
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計																					
件数	22	29	35	29	18	12	15	160																					
CO2 削減量ト	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	89,095																					

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成17年度～平成26年度)</p> <p>物流総合効率化法に基づく高度なロジスティクス機能を有する流通業務施設を整備するに当たっては、多額な資金が必要となるが、物流事業者はその事業特性から収益性が低いため設備資金が不足しがちである。このような状況の下、租税特別措置によって物流事業者の初期負担を軽減することにより、物流の総合化及び効率化並びに環境負荷低減に資する倉庫等の整備が進んでいるところである。</p> <p>具体的には、新設された倉庫の1棟当たりの平均面積・容積を比較すると、普通倉庫全体では、5,873㎡なのに対し、本税制の適用のあった倉庫では、17,198㎡、同様に、冷蔵倉庫では、15,205㎡なのに対して、本税制の適用のあった倉庫では、36,822㎡であるが、これら大規模な施設については特に環境面における影響も大きいと考えられているところ、これらの施設におけるCO2削減率は1件あたり28%となっている。こうしたことから、本税制の施設の集約化や環境負荷低減における波及効果は非常に大きいといえる。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本件特例措置は、現行の物流事業の効率性の向上、環境負荷の低減等を更に進めることが、事業運営上避けて通れなくなっている物流事業者に対し、その効率性の向上等に向けた自発的な取り組みを後押しするために、既存施設の集約、高機能化のためのインセンティブを与えるためのものである。このような目的のための特例という性質上、事業者の規模に拘わらない、既存事業者の更なる取り組みへの初期負担の軽減を図ることのできる最小限の特例措置として割増償却を選択しているところである。</p> <p>なお、租税特別措置においては法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、これを満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能であることから、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高い点、また、流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要することから、単年度の予算措置の場合には物流事業者が施設整備計画を立てることが容易ではない点からも本件特例措置には補助金等に比して、手段としての妥当性が認められる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)	



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長 (法人税)
2	要望の内容	過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)に係る特別償却制度を、2年間延長する。  延長:2年間 特別償却率: 機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100) 取得価額:2,000万円超
3	担当部局	国土交通省国土政策局地方振興課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近12年) 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加 平成17年度:適用期限の2年延長 平成19年度:適用期限の2年延長 平成21年度:適用期限の1年延長 平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加 平成23年度:適用期限の2年延長
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和45年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎法に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。 また、過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇用を増大させるため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有しており、その施策の一つとして特別償却が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられることから、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 過疎地域自立促進特別措置法第30条 「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術</p>

		<p>を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」</p> <p>租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、第45条第1項の表の第1号、第68条の27、同法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56</p> <p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」とされている。</p> <p>「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)において、「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」とされている。</p> <p>「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として課題の整理と解決」することが定められている。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進          施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>に包含</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          本特例措置を講ずることにより、過疎地域への企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図ることができる。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">適用者数(件)</th> <th colspan="3">特別償却実績額(百万円)</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>42</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1,836</td> <td>34</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>63</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>5,112</td> <td>26</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>47</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,022</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H24(見込み)</td> <td>50</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2,657</td> <td>20</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H25(見込み)</td> <td>53</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2,930</td> <td>16</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H26(見込み)</td> <td>50</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>2,203</td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		適用者数(件)			特別償却実績額(百万円)			製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター	H21	42	2	0	1,836	34	0	H22	63	3	0	5,112	26	0	H23	47	0	0	1,022	0	0	H24(見込み)	50	2	—	2,657	20	—	H25(見込み)	53	2	—	2,930	16	—	H26(見込み)	50	1	—	2,203	12	—
					適用者数(件)			特別償却実績額(百万円)																																																		
				製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター																																																	
H21	42	2	0	1,836	34	0																																																				
H22	63	3	0	5,112	26	0																																																				
H23	47	0	0	1,022	0	0																																																				
H24(見込み)	50	2	—	2,657	20	—																																																				
H25(見込み)	53	2	—	2,930	16	—																																																				
H26(見込み)	50	1	—	2,203	12	—																																																				
<p>※ソフトウェア業は H21 まで。H22 よりコールセンター。  ※H24 (見込み) については H21～23 の 3 年平均で算出。  H25 (見込み) については H22～24 (見込み) の 3 年平均で算出。  H26 (見込み) については H23～25 (見込み) の 3 年平均で算出。</p> <p>過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるため、適用者数が想定外に僅少なものではない。  また、適用者数の内訳を見ると、平成 23 年度の実績のあった適用者数 47 件のうち、適用市町村は、37 団体となっており、地域に偏りなく適用されている。</p>																																																										
<p>② 減収額</p> <p>平成 21 年度 5.6 億円  平成 22 年度 15.4 億円  平成 23 年度 3.1 億円  平成 24 年度(見込み) 6.8 億円  平成 25 年度(見込み) 7.5 億円  平成 26 年度(見込み) 5.7 億円</p>																																																										
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H21～H23)  本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることに寄与している。  これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成 21 年度 100 件、平成 22 年度 74 件、「雇用増加人員」では、平成 21 年度 1,340 人、平成 22 年度 1,588 人、平成 23 年度 1,660 人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。  また、本特例措置の延長により、平成 26 年度までの雇用増加人員は 3,186 人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待される場所である。  ※H25 (見込み) については H22～24 (見込み) の 3 年平均で算出。  H26 (見込み) については H23～25 (見込み) の 3 年平均で算出。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H21～H23)  直接的な目標の効果として、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成 21 年度 100 件、平成 22 年度 74 件、「雇用増加人員」では、平成 21 年度 1,340 人、平成 22 年度 1,588 人、平成 23 年度 1,660 人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。  所期の目標であった「過疎地域の人口を 2015 年の将来推計人口以上にすること」について、平成 22 年度の租税特別措置等に係る政策の事前評価書に</p>																																																										

			<p>おける指摘を踏まえ、「過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る」という達成目標に変更した。実際、過疎地域に進出してきた企業の動機をみると、初期投資の負担が軽減される本特例制度が、インセンティブとなり、進出先を決定した事例も見受けられ、過疎地域における企業立地の促進及び雇用の増加という効果が確認された。また、測定指標についても、本特例措置による直接的な効果を確認できる指標とするため、今回、「過疎地域の人口」から「工場立地件数」と「雇用増加人員」に変更することにした。</p> <p>なお、所期の目標の達成状況については、「過疎地域の人口を2015年の将来推計人口以上にすること」を目標としていたため、現時点では結果が出ていない。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H21~H23)</p> <p>本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成21年度5.6億円、平成22年度15.4億円、平成23年度3.1億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H21~H23)</p> <p>過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p> <p>過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、本特例措置により、過疎地域における「雇用増加人員」は、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となっており、税収減を是認するような効果があると言える。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、課税の繰り延べであるので、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰り延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。国税により初期投資を軽減するとともに、過疎地域における減免措置による多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>過疎法では、過疎地域の市町村は市町村計画を定めることができ、その中の一つの事項として産業の振興が位置づけられている。そのうち、企業誘致の一つの方策として過疎法第30条により特別償却を行うことが規定されている。</p>
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)

## 減収額積算根拠

(平成21年度)	561百万円
(平成22年度)	1,541百万円
(平成23年度)	307百万円

### 【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成21年度	360	1,869,658
平成22年度	642	5,138,310
平成23年度	436	1,022,398

・平成21年度減収額

$$\begin{array}{rcl}
 1,869,658 & \times & 0.300 \\
 \text{(特別償却実績額)} & & \text{(法人税率)} \\
 \hline
 & = & 560,897 \quad \text{(千円)}
 \end{array}$$

・平成22年度減収額

$$\begin{array}{rcl}
 5,138,310 & \times & 0.300 \\
 \text{(特別償却実績額)} & & \text{(法人税率)} \\
 \hline
 & = & 1,541,493 \quad \text{(千円)}
 \end{array}$$

・平成23年度減収額

$$\begin{array}{rcl}
 1,022,398 & \times & 0.300 \\
 \text{(特別償却実績額)} & & \text{(法人税率)} \\
 \hline
 & = & 306,719 \quad \text{(千円)}
 \end{array}$$

## 減収見込額積算根拠

(平成24年度見込み)	683百万円
(平成25年度見込み)	751百万円
(平成26年度見込み)	565百万円

### 【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成21年度	360	1,869,658
平成22年度	642	5,138,310
平成23年度	436	1,022,398
平成24年度(見込み) ※平成21年度～23年度平均	479	2,676,789
平成25年度(見込み) ※平成22年度～24年度平均	519	2,945,832
平成26年度(見込み) ※平成22年度～24年度平均	478	2,215,006

・平成24年度減収見込額

$$2,676,789 \quad \times \quad 0.255 \quad = \quad 682,581 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均)                      (法人税率)

・平成25年度減収見込額

$$2,945,832 \quad \times \quad 0.255 \quad = \quad 751,187 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均)                      (法人税率)

・平成26年度減収見込額

$$2,215,006 \quad \times \quad 0.255 \quad = \quad 564,827 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均)                      (法人税率)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定地域における工業用機械等の特別償却(振興山村として指定された地区)の拡充及び2年延長(法人税)
2	要望の内容	振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等を取得、建設等した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却について、対象業種を拡充の上、適用期間を2年延長する。  拡充:対象業種に農林水産物等販売業を追加する。 延長:機械及び装置 10/100(旅館業を除く)、建物及びその附属設備 6/100
3	担当部局	国土政策局地方振興課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 21 年度 創設 平成 23 年度 適用期限の2年延長 対象業種からソフトウェア業を除外
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、豊かな自然環境に恵まれ、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。</p> <p>しかしながら、依然として産業基盤や生活環境の整備は低位にあり、また、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。</p> <p>このような状況を踏まえ、民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を図ることにより、振興山村におけるコミュニティの維持・再生に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○山村振興法(昭和40年5月11日法律第64号)第3条第3号 「(前略)観光の開発、農林産物の加工業等の導入(中略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する」</p> <p>○同法第4条 「国は、前条の目的を達成するため、(中略)資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮する」</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保管理上の問題が深刻化している。(中略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」</p> <p>○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」</p>



		<p>「(前略)いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商工連携(中略)等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく」</p> <p>○「食」に関する将来ビジョン(平成22年12月21日決定)</p> <p>「(前略)地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画による農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の取組による地域活性化を図る」</p> <p>「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」</p>														
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生</p> <p>施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>														
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制。</p>														
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>年平均人口減少率を0.98%以内に抑制 (基準値:H20年度末~H22年度末の年平均人口減少率0.98%)</p>														
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例の活用によって民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p>														
8 有効性等	① 適用数等	<p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>24</td> <td>調査中</td> <td>調査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添参照。</p> <p>平成21年度に創設された制度であり、本特例の活用によって振興山村での雇用が増加する効果も出ているところ。</p> <p>また、平成24年5月に実施した関係事業者へのアンケート調査において、近年中に振興山村で設備投資を行う予定の事業者のうち6割の事業者が本特例の活用を検討している。今後、本特例の周知浸透を通じて更なる活用が期待されるものである。</p> <p>さらに、本特例は食料品、木材、繊維、石油、金属、機器、旅館等の多様な業種に適用でき、そのような対象事業を営む事業者一般(個人・法人)を対象としているものであり、特定の者に偏っているものではない。</p>		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	適用数	6	3	5	24	調査中	調査中
		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)									
適用数	6	3	5	24	調査中	調査中										
	② 減収額	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>17</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>52</td> <td>調査中</td> <td>調査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添参照。</p>		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	減収額	17	4	11	52	調査中	調査中
	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)										
減収額	17	4	11	52	調査中	調査中										



	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年4月～平成 27 年3月)</p> <p>近年の厳しい経済、雇用情勢の中で、本特例の活用によって工場の新設、機械の取得等が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいる。一例として、北海道森町に所在する製材業者において、本特例の活用により、工場や機械の新設を行うとともに、6名の常用職員を新たに雇用している。同社の工場等の新設により、地域の雇用や経済の活性化に一定の効果を上げていると考えられる。</p> <p>引き続き本特例の周知浸透と更なる活用により、民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年4月～平成 27 年3月)</p> <p>基準値である H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%と比較して、直近(平成 20 年度末～22 年度末)の年平均人口減少率は 0.98%となっている。</p> <p>本特例の活用によって工場の新設、機械の取得等が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでおり、人口減少の抑制に寄与しているところであるが、振興山村では依然として人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつあるなどしており、引き続き本特例による支援が必要。</p> <p>また、平成 24 年 5 月に実施した関係事業者へのアンケート調査において、近年中に振興山村で設備投資を行う予定の事業者のうち 6 割の事業者が本特例の活用を検討している。</p> <p>引き続き本特例の周知浸透と更なる活用により、民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 21 年4月～平成 27 年3月)</p> <p>本特例が延長されない場合、民間事業者の振興山村への進出意欲は失われ、それに伴う雇用機会の喪失と、更なる人口減少や集落の衰退、耕作放棄地の増加等が危惧されるなど、振興山村にとって大きな打撃となる。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年4月～平成 27 年3月)</p> <p>本特例の適用実績に対する経済波及効果を試算すると以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p> <p>設備投資に係る減収額及び経済波及効果</p> <table border="1" data-bbox="550 1982 1444 2020"> <tr> <td></td> <td>21 年度</td> <td>22 年度</td> <td>23 年度</td> <td>24 年度</td> <td>25 年度</td> <td>26 年度</td> </tr> </table>		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度			

		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
		減収額	17	4	11	52	調査中
		投資額	822	162	493	4,003	調査中
		経済波及効果	2,034	410	1,224	9,617	調査中
		<p>※ 租税特別措置を受けないで投資することも可能な中、租税特別措置が適用されることを勘案すれば、設備投資の理由の一つに、この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税特別措置を適用して設備投資を行っているものについては、当該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。</p> <p>※ 経済波及効果については、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」から得られた投資額を用い、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。</p> <p>※ 消費転換係数は0.73で算出。</p> <p>※ 経済波及効果は2次効果まで算定。</p>					
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等がほ場等の農業生産基盤や農業集落排水施設等の生活環境基盤を整備するなどの公共性の高い事業を行うために支援するものである。</p> <p>本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に振興山村への進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べであり、振興山村における企業の立地や地域の産業振興を促進し、雇用の増大等を図る上での確かつ必要最小限の措置であると考えられる。</p>				
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を図るため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(6,778 百万円(H24 当初、国費))により、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援する措置が講じられている。</p> <p>他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等がほ場等の農業生産基盤や農業集落排水施設等の生活環境基盤を整備するなどの公共性の高い事業を行うために支援するものである。</p> <p>一方、本特例は、個々の民間事業者(法人・個人)の振興山村への進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置であり、明確に役割分担。</p>				
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-				
10	有識者の見解	(平成 22 年 8 月 24 日:農林水産省政策評価第三者委員会) 基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。					
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月(平成 23 年度税制改正要望時)					

## 1. 減税見込額積算

## ○ 延長要望(製造業及び旅館業)に係る減収見込み額

(平成23年度)

平成21、22年度と同様の特別償却の適用があると仮定し、減収見込み額を算出。

単位: 百万円

$$\text{見込額} = \frac{\text{(平成21年度実績)} \times 1}{2} + \frac{\text{(平成22年度実績)} \times 1}{2} = 17 + 4 = 21$$

(平成24年度)

対象資産を取得した事業者のうち、30%が本特例を適用すると仮定し(※2)、減収見込額を算出。

単位: 百万円

	(特例適用対象額)※3	※2	(特別償却率)	(法人税率)	
機械等	8,973	× 0.3	× 0.10	× 0.15	≒ 40
建物等	4,371	× 0.3	× 0.06	× 0.15	≒ 12
合計					52

## ○ 拡充要望(農林水産物等販売業)に係る減収見込み額

(平成25年度)

振興山村内の農林水産物等販売業の事業者に対しアンケート調査を実施し、今後の設備投資予定及び本特例の適用見込みを調査中。

※1 実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施し把握。

※2 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を実施し、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、60%が本特例の活用を検討している旨を回答しており、そのうちの5割の事業者(対象資産を取得した事業者の30%)が本特例を適用すると仮定した。

※3 振興山村において、平成21、22年度に本特例の対象となる資産を取得した実績を基に、平成24年度も同様の設備投資が行われると仮定し、資産取得額の見込みを算出。

単位: 百万円

	(平成21年度)	×	(平成22年度)	÷	(平均)	=
建物等	7,748	×	10,198	÷	2	= 8,973
機械等	3,802	×	4,940	÷	2	= 4,371

## 2. 適用実績及び適用見込

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)
対象者数(社(者))	82	76	80	80	調査中	調査中
適用件数(件)	6	3	5	24	調査中	調査中
減税見込額(百万円)	17	4	11	52	調査中	調査中

注) 1 対象者数は、振興山村で2,000万円以上の設備投資を行った製造業及び旅館業の事業者数。

2 平成23、24年度の対象者数(見込)については、21、22年度実績を勘案。

3 適用件数は、特別償却の適用事業者数。

4 平成23年度の適用件数(見込)は、平成21、22年度実績を勘案。

5 平成24年度の適用件数は、対象者数の30%(本特例の活用を検討者(60%)の5割)が本特例を適用すると仮定。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長 (法人税)
2	要望の内容	<p>半島振興対策実施地域として指定された地域内において、製造の事業の用に供する設備（取得価額の合計額 2,000 万円超）の新設又は増設した場合の特別償却制度（機械・装置：10/100、建物・付属施設：6/100）の適用期間を 2 年延長する。</p> <p>半島振興対策実施地域として指定された地域内において、農林水産物等販売業の事業の用に供する設備（取得価額の合計額 2,000 万円超）の新設又は増設した場合の特別償却制度（機械・装置：10/100、建物・付属施設：6/100）の適用期間を 2 年延長する。</p>
3	担当部局	国土政策局地方振興課半島振興室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>(製造業)昭和61年度:創設 昭和63年度,平成2,4年度:適用期間の2年延長 平成6年度:適用期間の1年延長 平成7,9,11,13,15,17,19,21,23年度:適用期間の2年延長</p> <p>(農林水産物等販売業) 平成23年度:追加</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>半島振興対策実施地域（以下「半島地域」という。）は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなど不利な条件を抱えていることから、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にあり、人口減少・高齢化が加速している。</p> <p>このため、半島地域においては、半島振興法に基づき、半島循環道路、上水道等の交通・生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業を振興することにより、若年層の人口流出を抑制するための雇用の場の創出や地域経済の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>なお、この目的の達成目標としては、製造業に係る製品出荷額及び半島地域の交流人口の増加を設定する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半島振興法(昭和60年法律第63号) 第13条の2(農林水産業の振興) 第15条の2(地域間交流の促進) 第16条(税制措置)</li> <li>・国土形成計画(平成20年7月4日閣議決定。観光振興、都市や他の半島地域との交流の促進)</li> </ul>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	国土交通省政策評価体系 政策目標： 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標： 25 都市再生・地域再生を推進するに包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・ 半島地域における製造業の製品出荷額の増加 ・ 半島地域における交流人口の増加
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・ 半島地域における製造業の製品出荷額の変化率（対前年比）が、継続的に全国の変化率（対前年比）を上回ること。 ・ 半島地域における観光入込客数の変化率（対前年比）が、継続的に全国の変化率（対前年比）を上回ること。  ※ 観光入込客数とは、観光地及び行祭事・イベントの参加を目的に地域外から訪れた人の数を指す。
8 有効性等	① 適用数等	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  本特例の活用により、製造業における設備投資が促されることで、常に変化 する市場ニーズに対応した商品が供給されるようになり、製品出荷額の増加 が期待される。また、農林水産物等販売業については、半島地域の豊富な農 林水産物やそれを活かした商品を販売する基盤が整うことで、半島地域外の 者の来訪意欲が高まり、交流人口が増加することが期待される。 これらを通じて、地域においては労働需要が生じ雇用が創出されるなど半島 地域の経済が活性化するものと考えられる。	
		① 減収額	平成 21 年度 : 適用 55 件 平成 22 年度 : 適用 86 件 平成 23 年度 : 適用 47 件 平成 24 年度 : 適用 64 件(見込み) 平成 25 年度 : 適用 65 件(見込み) 平成 26 年度 : 適用 64 件(見込み) ※道府県から聞き取った結果による。見込みについては聞き取り結果より推計
		平成 21 年度 : 1,156 百万円 平成 22 年度 : 493 百万円 平成 23 年度 : 343 百万円 平成 24 年度 : 638 百万円(見込み) 平成 25 年度 : 479 百万円(見込み) 平成 26 年度 : 472 百万円(見込み) 【算定根拠】 建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人 税率 ※道府県から聞き取った結果による。見込みについては聞き取り結果より推計	

	<p>② 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)</p> <p>本特例の活用により、製造業における設備投資が促されることで、常に変化する市場ニーズに対応した商品が供給されるようになり、製品出荷額の増加が期待される。また、農林水産物等販売業については、半島地域の豊富な農林水産物やそれを活かした商品を販売する基盤が整うことで、半島地域外の者の来訪意欲が高まり、交流人口が増加することが期待される。</p> <p>これらを通じて、地域において労働需要が生じ雇用が創出されるなど、半島地域の経済が活性化する。</p> <p>過去の実績によれば、食品製造業者が、本特例を活用し、新たな工場を新設することにより、地元の農林水産物を活用した質の高い製品の安定供給が可能となるとともに、雇用が創出されるといった事例も見られており、本特例は半島地域の経済活性化に繋がっていると考えられる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)</p> <p>製造業に係る製品出荷額の対前年度比率(平成 21 年)については、全国値が 79.1%であった一方、半島地域では 75.0%となっている。近年では、このように半島地域に減少幅が、全国の減少幅を上回る状況が続いている。</p> <p>また、観光入込客数の対前年度比率(平成 22 年)については、全国値が 97.1%であった一方、半島地域では 90.8%となっており、半島地域の減少幅が、全国の減少幅を上回る状況となっている(平成 22 年から統計の調査手法が変更となったため、平成 21 年度との比較ができないため参考値)。</p> <p>一方で、本特例の活用による設備導入により、売上高の増加や雇用の創出が見られるなど、達成目標に資する効果が見られる事例も見られる。これを踏まえれば、引き続き、本特例により雇用の場の創出や地域経済の活性化を図る必要がある。</p> <p>なお、今回の要望に当たっては、達成目標として、新たに「製造業の製品出荷額の増加」を追加しているが、これは、製造業に係る特例の効果をより適切に把握するためのものである。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>本特例が延長されない場合、民間事業者による投資意欲が減退することで半島地域の産業が停滞して、売上の減少、雇用環境の悪化等が懸念される。これにより、若年層の流出に拍車がかかり、人口減少・高齢化が加速するおそれがある。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)</p> <p>直接的効果としては、本特例が措置されることによる企業の新規立地等により、当該企業からの税収が発生する。また、間接的効果として、地場産品の高付加価値化等による売上の増加や雇用創出(新規立地事業者について1事業者当たり 31.4 人(平成 19～23 年の 5 力年平均))に伴う所得増による税収増が見込まれる。さらに、所得増がもたらす消費増大等の波及効果も期待され</p>
--	-----------------------	--



			る。これらを総合的に勘案すれば、税収減を是認するような効果はあるものと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>製造業及び農林水産物等販売業の設備投資を促すための補助金等の他の政策手段はない。</p> <p>このような中、本特例措置は、民間事業者の投資を喚起するのみならず、商品販売額の増大や雇用創出効果等も期待され、的確性の高い施策と考えられる。</p> <p>また、本特例は、特定分野の事業者を対象とするものではなく、半島地域全体の製造業、農林水産物等販売業を営む事業者を対象としている。一方で、実際の特例が適用される対象は、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資し事業を充実させた法人又は個人に限定されることから、必要最小限な措置と考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>製造業及び農林水産物等販売業の設備投資を促すための補助金等の他の政策手段はない。</p> <p>なお、半島地域に対象とした予算措置としては、半島地域内の地域振興の担い手育成等の知見を得るための調査等を実施しているが、民間事業者の設備投資する本特例措置とは目的・対象が異なり、両者に代替性はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年 8 月(平成 23 年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（法人税）
2	要望の内容	離島振興対策実施地域として指定された地区における、製造業、情報サービス業等及び旅館業（過疎に類する地区）の用に供する設備に係る特別償却制度（機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100) を2年間延長する。
3	担当部局	国土政策局離島振興課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成5年度 製造業及び旅館業について要望（製造業のみ○） 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充（過疎に類する地区における旅館業を追加） 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成15年度 適用期限の2年延長 拡充（農林水産物等販売業を追加） 除外（ソフトウェア業を除外） 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 拡充（取得価額要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ） 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 拡充（情報サービス業を追加） 除外（農林水産物販売業を除外）
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある条件を改善するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図り、交流・定住人口の拡大を目指し、人口減少を抑制する。</p> <p>《政策目的の根拠》 離島振興法第19条「租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする」</p>
	① 政策目的及びその根拠	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標：39 離島等の振興を図る</p> <p>に包含</p>



		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 離島振興対策実施地域の人口 H20 初期値:409 千人→ H27 目標値:353 千人</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 離島振興対策実施地域の人口</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 当該措置は、離島振興に必要な離島振興対策実施地域の製造業、旅館業及び情報サービス業等を対象としている。 特別償却制度の実施により、多くの雇用創出や産業の育成を図ることが可能となり、離島の活力を取り戻し、離島住民の生活の安定化が図られ、もって離島振興対策実施地域の人口の減少を抑えることに寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H 2 1            2 件</li> <li>・ H 2 2            0 件</li> <li>・ H 2 3            0 件</li> <li>・ H 2 4            0 件</li> <li>・ H 2 5            3 件</li> <li>・ H 2 6            3 件</li> </ul> <p>※H21～H23 は適用実績について関係都道府県より聞き取った結果、H24～H26 は関係都道府県に聞き取った結果をもとにした見込値</p>
		② 減収額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H 2 1            1 9 百万円</li> <li>・ H 2 2            0 百万円</li> <li>・ H 2 3            0 百万円</li> <li>・ H 2 4            0 百万円</li> <li>・ H 2 5            7.2 百万円</li> <li>・ H 2 6            7.2 百万円</li> </ul> <p>※H21～H23 は関係都道府県から過去の適用実績を聞き取り、以下の計算式で計算した値。H24～H26 は関係都道府県から聞き取った見込をもとに以下の計算式で推算した値 計算式：建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人税率</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H16～H26)</p> <p>平成 21 年度末実績では、離島地域の人口の実績値 (417 千人) は、推定した目標値 (416 千人) を若干上回っており、当該措置は離島地域の人口減少の底支えに寄与している。平成 19 年度実績値 (436 千人) と平成 21 年度実績値 (417 千人) から算出した減少率と同様の減少率で推移すると仮定すると、平成 24 年度末の実績見込は 398 千人となり、目標値 395 千人を上回る見込みであるが、高齢化の進展と人口減少が続く中、就業機会の確保が課題であり、本特例措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口            452 千人 (H16) → 417 人 (H21)</li> <li>・ 財政力指数※ 0.25 (H20) → 0.20 (H22)</li> <li>・ 高齢者比率※ 31.0% (H17) → 33.5 (H22)</li> <li>・ 一人当たり平均課税所得※ 2,715 千円 (H19) → 2,611 (H22)</li> </ul> <p>※全ての地域が離島である市町村について算出</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H16～H26)</p> <p>これまでの当該措置等により、当初離島振興対策実施地域の人口の目標値をH21時点で416千人としていたところ、結果として417千人となった。</p> <p>以上のように、当該措置は離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。</p> <p>このため、引き続き当該措置が必要であるとする。</p> <p>離島振興対策地域の総人口 H16実績値:452千人 → H21実績値:417千人 (H21目標値:416千人)</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H16～H26)</p> <p>当該措置が延長されなかった場合、離島振興対策実施地域の総人口が直ちに極端な減少に転じることはないものと考えられるが、人口は従来にも増して減少していく傾向になるものと想定される。また、今般の改正離島振興法においても交流・定住促進が国の責務として追加されたところ。このため、本税制特例措置を継続し、引き続き離島地域の人口減少の抑制及び地域経済の底支えを行う必要がある。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H16～H26)</p> <p>当該特別償却を適用した企業のこれまでの実績によると、設備投資に当たって、1件あたり製造業50名程度、旅館業10名程度の雇用が創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。よって、当該措置は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効かつ妥当な手段である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>当該特別償却を適用した企業のこれまでの実績によると、設備投資に当たって、1件あたり製造業50名程度、旅館業10名程度の雇用が創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。よって、当該措置は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効かつ妥当な手段である。</p> <p>なお、本制度は、平成5年度に創設されて以降累次の改正を経て今日まで至っているが、離島地域では全国平均を上回るペースで高齢化の進展と人口減少が続いており、就業機会の確保が課題である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされていない。また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長 (法人税)
2	要望の内容	【特別償却制度の延長】 離島振興対策実施地域に類する地区としての奄美群島における、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、機械・装置 10/100、建物等 6/100）の適用期間を 1 年間延長する。
3	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 創設（機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超） 平成 11 年度 適用期限の 2 年延長（機械等 12/100 建物等 7/100） 平成 12 年度 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成 13 年度 適用期限の 3 年延長 （機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超） 平成 16 年度 適用期限の 2 年延長 " 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加） " 除外（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外） 平成 17 年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ（機械等 10/100 建物等 6/100） 平成 18 年度 適用期限の 1 年延長 平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 " 取得価格要件の引き下げ（2,500 万円超→2,000 万円超） 平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加（機械等 10/100 建物等 6/100） 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 " 除外（過疎に類する地区における旅館業を除外）
6	適用又は延長期間	1 年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の

			<p>進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)</p> <p>第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 39 離島等の振興を図るに包含</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>奄美群島内の総人口における平成 16 年度から平成 20 年度までの実績値より算出した平均減少率を基に推計した 25 年度末の人口を目標値とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成 25 年度末 114 千人以上 (平成 20 年度末現在 122 千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	H21:1件 H22:1件 H23:3件 H24:1件 H25:1件 H26:1件 ※H21～H23 は適用実績について県より聞き取った結果、H24～H26 は県に聞き取った結果をもとにした見込値
		② 減収額	H21:2.5百万円 H22:1.5百万円 H23:5.5百万円 H24:3.9百万円 H25:3.9百万円 H26:3.9百万円 ※県から聞き取った見込をもとに以下の計算式で推算した値 計算式：建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人税率
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H17～24 年度)</p> <p>平成 17 年度に黒糖焼酎製造業者が本特例措置を活用し機械を増設したことにより、人口 2 千人の村において 8 名の雇用創出につながり、また地元黒糖を原料とするため、農家の経営安定にも寄与するなど奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している事例がある。</p> <p>一方で奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H18 年度)、有効求人倍率も全国平均 1.02 に対して 0.39(H19 年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H19~24年度)</p> <p>奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人(対前年度比△1,421人)であった。鹿児島県による平成24年7月1日現在の推計人口は116千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末116千人と同程度であるが、今回要望の目標値である平成25年度末総人口114千人以上を達成するためには、一層の経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H19~24)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H20年度)、有効求人倍率も全国平均1.02に対して0.39(H19年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H17~24)</p> <p>奄美群島は人口12万人の外海により隔離された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした中、本特例措置は群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、平成17年度には8名、平成19年度には17名の雇用創出につながっており、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制特例措置は、民間事業者を対象に各種産業活動を活性化させるものとして設けるものである。零細事業者が多い奄美群島において、設備投資を行った民間事業者を直接税制面から支援する本特例措置は効率的かつ効果的である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し（法人税、法人住民税、法人事業税）	
2	要望の内容	投資法人が買換特例等を適用した場合について、導管性要件（支払配当を損金算入するための要件）である利益の90%超配当要件の見直しを行うこと（拡充）。	
3	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場室	
4	評価実施時期	平成24年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	投資法人に係る課税の特例は平成10年度に創設された。 平成20年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成21年度改正で90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成23年度改正で国内50%超募集要件の見直しが行われた。	
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資法人を活用した不動産証券化の促進により不動産投資市場を活性化すること。</li> <li>・投資法人による不動産証券化を推進し、豊富な民間資金により投資法人による不動産の購入・その後の長期間に渡る適切な維持管理・バリュウアップ等が促進されることで、①優良な都市ストック（住宅・オフィスビル・商業施設等）の形成・維持・バリュウアップ（耐震改修、省エネ改修等）、②工場跡地など未利用地の有効利用や開発の促進等による地域経済の活性化、③投資法人が有力な買い手として機能し、透明性の高い適正価格での取引を推進することによる資産デフレの防止を図ること。</li> </ul> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>日本再生戦略 ～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～（平成24年7月31日閣議決定）（抜粋）</p> <p>「Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化により、資産デフレからの脱却を図る。」</p> <p>「財務基盤安定に向けた資金調達手段多様化等の検討」</p> <p>「保有不動産の買換え促進策の検討」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 9 「市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」</p> <p>施策目標 31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」</p> <p>業績目標 173 「不動産証券化実績総額」</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>投資法人が物件売却による資金を買換え等の資金として有効に活用できる環境を整備することにより、多様な資金調達・運用の機会を提供し、不動産証券化実績を拡大すること。</p>



			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人を用いた不動産証券化の実績累計総額</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産投資市場の活性化、我が国金融・資本市場の競争力強化</p>
8	有効性等	① 適用数等	上場投資法人 35 社(24 年7月末)
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月) 投資法人について、買換特例等を適用する場合に利益の 90%超配当要件を満たしやすくなることにより、売却物件の譲渡益を買換え・建て替え等の資金として有効に活用することが可能になる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月) 投資法人について、買換特例等を適用する場合に利益の 90%超配当要件を満たしやすくなることにより、圧縮記帳の適用実績が増える見込み。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 投資法人が物件売却による資金を買換え・建て替え等の資金として有効に活用することが引き続き制約される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 税収減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	買換特例等により課税繰延が認められる譲渡益については、利益の 90%超配当要件の判定において配当可能利益から控除し、内部留保を可能とすることで、資金の調達方法が多様化し、また、多様な資金調達方法の提供により、投資法人による物件取得が積極化することで、不動産証券化市場の活性化へと繋がることから、要望している措置は妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—

		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		平成 23 年 9 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置(海外不動産関係) (法人税)
2	要望の内容	海外不動産の取得を目的とした現地SPCの株式又は出資を取得する場合については、投資法人に対する当該株式又は出資に係る50%以上保有規制を撤廃すること。
3	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図ること。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>投資法人による海外不動産の取得は法令上禁止されていないが、実際の取得に際しては、物件リスクの限定や不動産への直接投資規制が存在する国の不動産取得を可能とするため、不動産保有SPCを当該国に設立する必要性が高い。</p> <p>しかし、投資対象会社支配を防ぐ観点から投資法人による投資対象会社の過半の議決権保有が禁止されている(投信法)。さらに、税制上の導管性要件にも類似の規制が存在するため、事実上、投資法人による海外不動産の取得が困難となっている。</p>
		<p>政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標3 1 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p> <p>に包含</p>
		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図り、J-REITの資産規模の拡大および不動産投資市場の活性化を図ること</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本件措置が適用される投資法人数、J-REITの資産規模の拡大および不動産投資市場の活性化</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本件措置が実現することにより、投資家への多様な商品提供を図られるとともに、資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備の実現に資する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	新設の投資法人を中心に適用が見込まれる。なお、我が国において、不動産投資法人は平成 24 年8月末時点で 35 法人が上場している。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年4月～平成 28 年3月)  投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図られる。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年4月～平成 28 年3月)  本件措置が実現することにより、本件措置が適用される投資法人数が増加するとともに、J-REITの資産規模の拡大が図られる。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年4月～平成 28 年3月)  本件措置が実現しなければ、不動産への直接投資規制が存在する国等における日本企業の活動に対する制約要素となると見込まれる。	
		《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年4月～平成 28 年3月)  税收減はないと見込まれる。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策の効果・達成目標の実現に際し、上記の有効性の存在に加え、効率的(新たな財政上の措置等も不要)な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本件措置が実現すれば、地方在住の投資家も含め投資家に対し、多様な商品が提供されることになることから、相当である。
10	有識者の見解	金融審議会投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ中間論点整理において、海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直しに関して、どのような規制が適切か事務的に検討すべきとされている。	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長 (法人税)
2	要望の内容	<p>関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めているところであるが、この特別償却制度を2年間延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及び付属施設 (取得金額 2億円以上)特別償却率 6/100</li> <li>・機械及び装置 (取得金額 240万円以上)特別償却率 12/100</li> </ul>
3	担当部局	都市局都市政策課大都市戦略企画室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和62年新規・特別償却率(文化学術研究施設) 建物及び附属設備 15/100 機械及び装置 30/100 (文化学術研究交流施設) 建物及び附属設備 15/100</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限 建設計画承認の日から平成元年3月31日迄</li> </ul> <p>平成元年 適用期限2年延長 平成3年 適用期限2年延長 平成5年 適用期限2年延長 平成6年 文化学術研究交流施設に対する適用廃止 特別償却率の削除 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 28/100</p> <p>平成7年 適用期限2年延長 平成9年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 26/100</p> <p>平成11年 適用期限2年延長 資金額要件の緩和(5億円以上→2億円以上) 面積要件の撤廃(3,000㎡→撤廃)</p> <p>平成13年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 25/100</p> <p>平成15年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 24/100</p> <p>平成17年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 12/100 機械及び装置 24/100</p> <p>平成19年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 10/100 機械及び装置 20/100</p> <p>平成21年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 8/100 機械及び装置 16/100</p> <p>平成23年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>関西文化学術研究都市建設法に基づき、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。</p> <p>平成24年4月1日現在、文化学術研究施設用地858haのうち、312ha(約36.4%)が施設整備済となっているところであり、文化学術研究施設の集積メリットを発揮するに至っていない。集積メリットの発揮のためには、すべての地区で施設整備率をおおむね50%以上とすることが最低限必要であると考えている。</p>

		<p>関西文化学術研究都市建設法</p> <p>第一条 この法律は、関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もつて我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>関西文化学術研究都市建設促進法第3条に基づき国土交通大臣が決定する関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（平成19年4月24日）の序章において、建設の目的が記載されている。</p>																					
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>																					
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設立地数が必要なことから、研究所用施設等の施設立地数を目標としており、平成26年度までの施設立地目標は130施設である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例により、研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。また、研究所用施設の集積による共同研究の実施等により、新産業創出等国民経済の活性化が期待される。</p>																					
8 有効性等	① 適用数等	<p style="text-align: right;">【単位：件】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21(実績)</th> <th>H22(実績)</th> <th>H23(実績)</th> <th>H24(推計)</th> <th>H25(推計)</th> <th>H26(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び付属施設</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>前回要望時の適用想定件数は年間3件程度となっており、想定を大きく外れるものではない。</p> <p>実績については本都市内に立地する企業に対して実施したアンケート調査によるものである。また推計値は過去5カ年実績の平均値である。</p> <p>なお、本特例は、適用の際に促進法に基づく建設計画に適合しているか等により判断されるものであり、また対象となる研究分野の制限を設けていないことから、特定のもののみ優遇が受けられるものではない。</p>		H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(推計)	H25(推計)	H26(推計)	建物及び付属施設	0	0	0	1	1	1	機械及び装置	2	2	2	2	2	2
	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(推計)	H25(推計)	H26(推計)																	
建物及び付属施設	0	0	0	1	1	1																	
機械及び装置	2	2	2	2	2	2																	
	② 減収額	<p style="text-align: right;">【単位：百万円】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21(実績)</th> <th>H22(実績)</th> <th>H23(実績)</th> <th>H24(推計)</th> <th>H25(推計)</th> <th>H26(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び付属施設</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>実績については本都市内に立地する企業に対して実施したアンケート調査によるものである。また推計値は過去5カ年実績の平均値等により算定したものである。</p> <p>【算定根拠】</p> <p>取得価額(建物・機械)×適用数×特別償却率×法人税率</p>		H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(推計)	H25(推計)	H26(推計)	建物及び付属施設	0	0	0	6	6	6	機械及び装置	14	3	11	11	11	11
	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(推計)	H25(推計)	H26(推計)																	
建物及び付属施設	0	0	0	6	6	6																	
機械及び装置	14	3	11	11	11	11																	



	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)</p> <p>平成 21 年度から平成 23 年度までの間に大学、研究所等が 114 施設から 115 施設へととなったものの、海外経済の減速や、円高の進行等による企業の国内設備投資計画の凍結、見直しや海外投資の拡大等により、学研地区における新規立地についても大幅な増加はみられなかったが、関西文化学術研究都市が次世代エネルギー実証実験の実施地域に選定されるなど、同都市において環境分野での最先端の取り組みが進められているとともに、今後 2 年間に於いて本格的な研究所用施設の進出が見込まれており、関連施設等の新規立地が期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)</p> <p>平成 18 年度までの立地施設数は 96 施設、平成 23 年度は 115 施設と増加傾向を示しているものの、130 施設という平成 26 年度末までの目標数の達成は困難な状況にあるが、本特例により施設の立地を誘導し、今後も引き続き立地数を増加させていく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>同都市の主要なクラスターである木津地区は現在土地造成中で、今後 2 年間に於いて本格的な研究所用施設の進出が見込まれており、本特例措置の延長がされなかった場合、施設の進出への影響が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)</p> <p>本特例により、税収は減少するものの、平成 18 年度までの就業者(研究者)数は 5,399 人、平成 23 年度は 7,260 人と増加傾向にあり、周辺地域の雇用創出などの経済効果も見込まれるばかりか、研究所用施設の集積により、共同研究の実施等、産業の高度化等の効果が期待される。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなる。このような事業者の初期投資の負担を軽減する措置として補助金も考えられるが、補助制度では予算総額が決まっているため、他の事業者との競合等の事情により、必ずしも補助金が交付されない可能性がある。一方、特別償却制度は要件に合致すれば投資初年度の税の減免が受けられるため、確実な負担の軽減を図ることができる上、投資資本の早期回収の効果があり、立地誘導する上で手段としての確かな措置である。適用対象に関しても投資資金額が 2 億円以上(機械等で 240 万円以上)のものに限定しており、必要最小限の措置と言える。また、本特例は、対象となる研究分野の制限を設けておらず、特定のもののみに優遇が受けられるものではない。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月(平成 23 年度税制改正要望時)

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために土地が地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への 5,000 万円特別控除の適用(法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地(公共施設及び公益的施設を含む。以下同じ。)に供するために土地が地方公共団体に買い取られた場合において、当該土地を譲渡した者の譲渡所得に対し、5,000 万円の特別控除を適用する。(新設)
3	担当部局	都市局都市安全課、土地・建設産業局地価調査課公共用地室
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 震災により住居を失った被災者の居住を迅速かつ確実に確保する。この目的のため、住宅団地等の居住施設の整備に当たり支障となる課題を解決させる。</p> <p>《政策目的の根拠》 東日本大震災からの復興の基本方針(平成 23 年 7 月 29 日、東日本大震災復興対策本部) 「地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。」(p.9)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 津波被災を受けた地域から居住区域を移転するために整備する住宅団地に係る土地取得について、土地所有者の同意を得られずに難航する用地交渉の進捗に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 譲渡所得が 2,000 万円を超える土地の譲渡を行う者で、かつ、現行制度上 5,000 万円特別控除の適用を受けられない者の数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 用地交渉の進捗が図られることにより、住宅団地の用地の確保が困難な被災地における居住施設用地の迅速な確保、居住施設の早期着工につながり、もって、被災者の居住の迅速かつ確実な確保に寄与する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	H25:33 者 H26:26 者 H27:15 者
		② 減収額	H25:▲87 百万円 H26:▲69 百万円 H27:▲39 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 27 年度) 東日本大震災復興特別区域法において、公営住宅等に関する規制・手続の特例措置を設けており、規制・手続の緩和という観点から、被災者の居住環境の安定性を確保している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 27 年度) 防災集団移転促進事業等の移転事業を進める地方公共団体のうち、既に用地を選定し地権者と交渉を進めているものの当該事業が進捗することにより、早期の居住施設建設が見込まれ、被災者の居住の安定がいち早く図られる。また、制度の導入により、これから用地を選定する段階の地方公共団体においても、適地が少ない中で用地の選択肢の幅が広がることが予想される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 27 年度) 地方公共団体による土地の取得が進まず、居住施設の建設事業が停滞するため、仮設住宅の解消が遅れ、被災者の居住環境が不安定な状況に晒され続けることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 27 年度) 仮設住宅等での生活を余儀なくされている多くの被災者の居住施設を供給するには、その用地に相当の地積を要する。当該居住施設の確保のための事業は、多くの被災者の居住に関わる公益性の高いものであり、かつ、当該事業のための土地の確保は、建設に不可欠なものであり、土地譲渡の推進のため、税制上の支援措置が必要である。 なお、復興整備計画において、真に必要な程度の事業規模にて事業計画が作成・公表されることにより、無秩序な事業範囲の拡大は生じない。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本要望は、既存の特別控除額を大きく超える譲渡所得の発生する土地売買契約が散見されることによるものであり、これをカバーする特別控除の措置が必要かつ十分な手段である。控除しきれない額に相当する額を補助金等で助成する性質のものでもなく、規制的手段により解決が図られるものでもない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長 (法人税)
2	要望の内容	<p>都市再生緊急整備地域において、都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者（特定都市再生緊急整備地域において、都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合（ワンストップ）を含む。）に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税の割増償却 (認定事業により整備される建築物について、5割増償却（5年間）)</li> </ul> <p>(適用要件) 平成27年3月31日までに取得し、供用すること 地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 1) 事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2) 居住者等利便施設整備費が10億円以上</p>
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成15年度 創設 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、投資効果の高い大都市圏における魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指すことが基本方針として掲げられたことを受け、民間都市再生事業計画の認定の申請期限を、1年前倒しで延長し、平成29年3月31日までとすること等を内容とする、都市再生特別措置法の改正を行い、平成23年7月に施行されたところである。</p> <p>また、都市再生を推進している大都市の交通結節点等において、震災発生時の避難者・帰宅困難者対策を強化すべきことが明らかになったことを踏まえ、都市の再生と併せて、国・地方公共団体・民間事業者が協力して都市の防災機能を確保すべく、都市再生特別措置法の改正を行い、平成24年3月30日に第180回国会で成立したところ。</p> <p>直近では、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）におい</p>



		<p>て、大都市等の再生が重要施策として位置付けられ、2020年度までに実施すべき成果目標の設定がなされる予定であるほか、「持続可能で活力ある国土・地域づくり」に向けた主要政策（平成24年7月国土交通省）の中においても、大都市等の再生を推進するための税制支援等の取組みを行っていくことについて盛り込まれる予定である。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進          施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          我が国の活力の源泉である都市について、都市再生を図り、都市の魅力高めるために、認定事業者を対象とした税制上の特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な民間都市開発事業を促進していく。          それにより、我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力高める。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          ・都市再生緊急整備地域における都市開発事業の平成24年度から平成27年度までの建設投資累計額          目標値：4兆円～5兆円          ・都市機能更新率（建築物更新関係）          目標値：平成25年度41%</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>（実績）          21年度：18件（8計画）          22年度：18件（8計画）          23年度：20件（8計画）          （見込）          24年度：7件（4計画）          25年度：5計画          26年度：7計画</p> <p>※見込値については、引き続き継続して適用される件数の実績と、平成17年度から平成23年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p>
	② 減収額	<p>（実績）          21年度：3,647百万円          22年度：3,195百万円          23年度：3,646百万円          （見込）          24年度：1,278百万円          25年度：1,693百万円          26年度：2,132百万円</p>

			<p>【算定根拠】 取得価額(建物・設備)×償却率×割増率×法人税率×適用数</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度) 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域は、現在までに63地域、7,783ha が指定されており、同地域における認定民間都市再生事業(平成24年7月12日現在、47件を認定済み)を含む各種プロジェクト等により、一定の経済的効果が得られている。</p> <p>一方、アジアの他の主要な国際都市と比較した場合に「通勤時間」「市街地における緑地面積割合」等の面が「弱み」とされている上に、5～10年後には高い経済成長等を背景に上海や仁川等が台頭し、東京でさえその地位が大きく後退する可能性も指摘されている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、日本の経済成長を実現するためには、東京をはじめとした我が国の大都市の国際競争力強化やその魅力向上に向けて、早急に国を挙げて取組を強化することが必要である。</p> <p>このような状況下においては、国が、認定事業を対象とした税制上の特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発を引き続き促進し、不動産市場活性化の呼び水とすることが必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度) 民間都市再生事業計画は、平成 24 年 7 月 12 日現在 47 件が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られており、都市機能更新率は平成 22 年度までに 38.5%となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>本特例を措置し、事業者にインセンティブを与えることにより、優良な民間都市開発事業を誘発するとともに、魅力ある市街地を形成し、政策目標を達成することができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度) 資金流入の減少等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生についてはさまざまな課題がある中、特定都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度) 本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、効率的な措置である。</p> <p>本特例措置は、これまで多数の事業者への適用実績があり、また、都市再</p>

		<p>生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目標の達成のための的確かつ必要最小限の措置である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月(平成 23 年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置の延長（法人税）
2	要望の内容	<p>民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和 62 年法律第 62 号）により国土交通大臣の認定を受けた事業用地適正化計画（以下、認定計画）に定められた事業用地の区域内に存する隣接土地又は当該隣接土地上の権利と、当該認定計画に係る認定事業者の有する土地建物等で区域外にあるものとの交換等をした場合の課税の特例措置として、以下の特例措置の適用期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人税の課税繰延（80%）</li> </ul>
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 11 年 創設          平成 14 年 適用期限の 3 年延長          平成 17 年 適用期限の 2 年延長          平成 18 年 計画の対象に中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣が認定した基本計画の区域を追加          平成 19 年 適用期限の 2 年延長          適用要件から三大都市圏の既成市街地等を除外          平成 21 年 適用期限の 2 年延長          平成 23 年 適用期限の 2 年延長          課税繰延率：100%→80%          適用対象地域を緊急整備地域内に限定</p>
6	適用又は延長期間	2 年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》          事業用地適正化計画に係る税制特例は、民間事業者が土地の有効利用に資する都市開発事業を行う場合において、地権者に土地の交換に伴う税負担を軽減することによって、必要となる所有権や借地権の取得を促進し、事業成立性の向上を図り、もって民間都市開発の推進に資する制度である。</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備をすべき地域として指定される都市再生緊急整備地域については、従来民間事業者が保有していた土地とその周辺土地を合わせることで、都市の魅力向上に資する大規模で優良な民間都市開発事業を実施する必要性が高い。</p> <p>実際にこれまで同計画が認定された地域も、総認定数 31 件に対し、都市再生緊急整備地域（認定後に指定されたものも含む。）が 18 件（9 計画）と約 3 割を占めている上に、東京 23 区、大阪市及び名古屋市の区域が 21 件と大都市におけるニーズが高いことがわかる。</p> <p>「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、投資効果の高い大都市圏における魅力向上のための拠点整備を戦略的に進</p>

		<p>め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指すことが基本方針として掲げられている。</p> <p>また、「日本再生戦略」（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）において、大都市等の再生が重要施策として位置付けられ、2020 年度までに実施すべき成果目標の設定がなされる予定であるほか、「持続可能で活力ある国土・地域づくり」に向けた主要政策（平成 24 年 7 月国土交通省）の中においても、大都市等の再生を推進するための税制支援等の取組みを行っていくことについて盛り込まれる予定となっている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進          施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する          に包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、優良な民間都市開発事業を行うための土地の集約・整形化を進めることで、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生緊急整備地域における都市開発事業の平成 24 年度から平成 27 年度までの建設投資累計額              目標値：4 兆円～5 兆円</li> <li>・都市機能更新率（建築物更新関係）              目標値：平成 25 年度 41%</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国が認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る税制上の特例措置を引き続き戦略的・重点的に講じることによって、都市の再構築を図る民間都市開発事業を誘発することができ、上記政策目的の実現に寄与することができる。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>（実績）</p> <p>平成 11 年度：2 件          平成 12 年度：3 件          平成 13 年度：4 件          平成 14 年度：4 件          平成 15 年度：1 件          平成 16 年度：1 件          平成 17 年度：0 件          平成 18 年度：0 件          平成 19 年度：0 件          平成 20 年度：1 件          平成 21 年度：0 件          平成 22 年度：0 件          平成 23 年度：0 件</p> <p>（見込）</p> <p>平成 24 年度：0 件          平成 25 年度：0 件          平成 26 年度：1 件</p> <p>※見込値は、平成 11 年度から平成 23 年度までの適用実績の年平均値から</p>

		推計。
	② 減収額	<p>(実績)</p> <p>平成 11 年度 : 43 百万円  平成 12 年度 : 25 百万円  平成 13 年度 : 102 百万円  平成 14 年度 : 10 百万円  平成 15 年度 : 8 百万円  平成 16 年度 : 4 百万円  平成 17 年度 : 0 百万円  平成 18 年度 : 0 百万円  平成 19 年度 : 0 百万円  平成 20 年度 : 11 百万円  平成 21 年度 : 0 百万円  平成 22 年度 : 0 百万円  平成 23 年度 : 0 百万円</p> <p>(見込)</p> <p>平成 24 年度 : 0 百万円  平成 25 年度 : 0 百万円  平成 26 年度 : 4 百万円</p> <p>【算定根拠】  (平均譲渡所得額－特例措置により課税される譲渡所得額【収入金額－必要経費】)  × 法人税率 × 適用数</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)  資金流入の減少等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生については様々な課題がある中、都市の再構築を図る民間都市開発事業を推進することを通じて我が国の活力の源泉である都市の活性化を図っていくことは、今日的な政策として合理的であるので、本税制特例により引き続き都市の再構築を図る民間都市開発事業を推進していくことが不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)  都市機能更新率は平成 22 年度までに 38.5%となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。  引き続き本特例を措置することで、都市の再生を図り、都市の魅力を高めていく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度)  優良な民間都市開発事業を行うための土地の集約・整形化が進まず、その結果、都市の活性化が促進されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)  本特例措置により、優良な民間都市開発事業を行うための土地の集約・整形化が進み、都市の再構築等を通じた都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上が図られ、都市が活性化する。</p>



9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>土地の譲渡・取得に際しては、当該譲渡・取得について課税されることとなるが、都市の再構築のための事業用地の集約・整形化の促進という政策目的を達成するためには、当該譲渡・取得に係る課税の負担を軽減することで足り、あえて補助金等の別途の手段を設ける必要はない。</p> <p>本特例措置は、事業用地となる土地の交換等による集約・整形化を促進し、都市の再構築を図るため、都市の再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域の地域における民間都市開発事業に限って適用されるものであり、政策目的の達成のための的確かつ必要最低限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置に類する税制特例以外の支援措置は講じられていない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月 (平成 23 年度税制改正要望時)	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	認定集約都市開発事業に係る買換え特例等の創設 (法人税、法人住民税)	
2	要望の内容	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。)に規定する集約都市開発事業について、下記の措置を創設する。 事業のために長期保有(所有期間5年間超)の土地等を譲渡する場合※ ・法人税5%重課の適用除外  ※ 用途(医療施設、保育所、店舗等含む)等の要件あり	
3	担当部局	都市局都市計画課、市街地整備課	
4	評価実施時期	平成24年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	平成25年12月31日	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市機能の集約等を行い、都市機能の質を向上させることにより、都市の低炭素化に資する都市再生を促進する。  《政策目的の根拠》 低炭素法において、低炭素建築物の普及の促進に係る目的が定められている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合(「都市機能集積率」)を前年度比+0%以上とすることを目標とする。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 まとまった敷地の確保が困難である既成の市街地等において、従前の土地所有者に対する税制上のインセンティブを与えることで、集約都市開発事業の用地を確保するための有効な手段となり、事業の実現を促すことで、都市機能集積率の上昇に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	集約型都市開発事業として認定されうる事業は、毎年度2地区程度を見込んでいる。
		② 減収額	毎年度2地区の事業が行われた場合、約0.01百万円の減収を見込んでいる。 算定根拠： 課税標準(1210万円※1)×1地区あたり件数(0.01件※2)×地区数(2地区)×重課適用除外(5%)÷1万円…法人税減収額 法人税減収額(1万円)×法人住民税率(17.3%)÷0.2万円…法人住民税減収額  ※1H22 国税庁「申告所得税標本調査」より推計 ※2市街地再開発事業における類似税制の適用件数から推計
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成30年度) 集約都市開発事業は、病院、事務所、共同住宅その他多数の者が利用する建築物及びその敷地の整備を行うものであり、当該事業を通じて都市機能の拡散に歯止めをかけることで、都市の低炭素化に資する都市再生の実現が可能となる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成30年度) 平成19年度に4.02%であった都市機能集積率が、平成23年度には4.16%に上昇しているものの、三大都市圏以外の地方都市の一部で下落の傾向がみられる。本指標については引き続き前年度比+0%以上(暫定値)とすることを目標としており、その達成にあたり本特例措置の創設が必要である。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成30年度) 本特例が措置されない場合、まとまった敷地の確保が困難である既成の市街地等において、集約都市開発事業を行う用地を確保することが困難となり、事業の確実かつ円滑な推進に支障をきたすことになる。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成30年度) 本特例措置を講じることで、関係権利者間の円滑な合意形成を促し、都市の低炭素化に資する事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	集約都市開発事業に係る権利者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>集約都市開発事業により整備される特定建築物に関しては、本特例措置の他に各種の補助制度(検討中を含む。)があるが、それらは事業者及び特定建築物の取得者に対する優遇措置である。</p> <p>一方で本特例措置は集約都市開発事業に貢献した権利者に対して、税制上の優遇措置を講じることで、都市の低炭素化に資する事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>集約都市開発事業は、市町村が策定した低炭素まちづくり計画の区域内で、市町村の認定によって実施されるものであり、地方公共団体の政策実現にも寄与するものである。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長 (法人税)
2	要望の内容	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者(権利床取得者、再開発会社の取得する保留床及び住宅の用に供する部分を除く。)に対する割増償却(5年間10%割増)の適用期限(平成25年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設 昭和62、平成元、3、5、7、9、11、13、15、17、19、21 延長 平成23年度 縮減(対象を4階建て以上の耐火建築物に限定)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市における合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与する。  《政策目的の根拠》 都市再開発法(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置づけられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち、4階建て以上の建築物の宅地面積の割合(「都市機能更新率」)を平成26

			<p>年度に 41.8%(暫定値)とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  本特例措置は市街地再開発事業の事業資金の多くを捻出することとなる保留床の処分を円滑に行うため、保留床取得者に税制上のインセンティブを与えることで早期の保留床取得を促すものであり、民間事業者等の保留床取得者全般に広く利用されている。  本特例措置による民間事業者等の積極的な保留床取得は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市機能更新率についても順調に達成されている。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>過年度の適用数は、平成 21 年度:37 件、平成 22 年度:32 件、平成 23 年度:15 件となっている。</p> <p>平成 24 年度から平成 26 年度においては、各年度 38 件程度の適用を見込んでいる。また、本措置は、商業・業務用途等の保留床を取得する民間事業者全般に利用されるため、適用が想定外に特定の者に偏ることはない。</p>
		② 減収額	<p>過年度の減収額は、平成 21 年度:49 百万円、平成 22 年度:5 百万円、平成 23 年度:3 百万円であった。</p> <p>平成 24 年度から平成 26 年度においては、各年度あたり約 35 百万円の減収を見込んでいる。</p> <p>算定根拠:年あたりの割増償却額の平均×法人税率</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 26 年度)  特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区として、全国で約 34,600ha が指定されており、このうち半数あまりのエリアにおいて、依然として都市機能の更新が求められているところであり、引き続き市街地再開発事業を推進することで政策目的の実現を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 26 年度)  平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 23 年度には 39.3%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 26 年度に 41.8%(暫定値)とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度)  本措置は、商業・業務用途等の保留床を取得する民間事業者全般に利用されるものであることから、本措置が延長されないことで、市街地再開発事業の事業期間が長期化し、事業の確実かつ円滑な推進に支障をきたすことになる。</p>



		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度～平成26年度)</p> <p>本措置は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し特に効果的な手法である市街地再開発事業において、その事業資金の多くを捻出することとなる保留床取得者に税制上のインセンティブを与えるもので、民間事業者等による早期の保留床取得が促される。これにより、事業中の全国155地区(平成24年3月31日現在)及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、本特例措置の他に各種の税制や補助制度があるが、それらは従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである。一方で、本特例措置は保留床取得者を支援することで、事業資金の確実な確保という観点から事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充 (法人税、法人住民税、法人事業税)	
2	要望の内容	東日本大震災被災地において整備されることが想定される一団地の津波防災拠点市街地形成施設につき、その整備に関する事業のために収用交換等の対象となる資産についての譲渡所得等の特別控除等（代替資産取得の特例又は5,000万円特別控除）を、都市計画決定後かつ都市計画事業認可以前（以下「都市計画事業認可の前」という。）においても適用されるよう、拡充する。	
3	担当部局	都市局市街地整備課	
4	評価実施時期	平成24年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与する。
			《政策目的の根拠》 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年十二月十四日法律第百二十三号）において、一団地の津波防災拠点市街地形成施設に係る目的が定められている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 1 1 住宅・市街地の防災性を向上する 施策目標 1 3 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進するに包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市計画事業の事業期間を短縮することにより、災害の防止・減災に資する津波防災拠点市街地形成施設の整備を早期に実現する。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 施設整備に係る都市計画事業の事業期間を半年以上、短縮する。	
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 都市計画事業認可の前においても特例の適用が可能とすれば、効率的かつ円滑な公共事業の推進のために円滑な用地取得の実現を図れるのみならず、地権者の生活再建の早期確保がなされることとなる。	

8	有効性等	① 適用数等	主に被災地で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業の相当数での適用が見込まれる。 平成 24 年 8 月末現在、復興整備計画の作成を予定している岩手、宮城、福島の 3 県の津波被災 41 市町村のうち、復興整備事業として一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備を計画し、復興交付金が配分されているのは 13 市町村であり、地区数は延べ 19 地区である（国土交通省都市局把握分）。
		② 減収額	本特例措置に係る減収額は生じない。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 29 年度) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、津波による災害の発生のおそれが高く、災害防止・軽減の必要性が高いと認められる区域において、市街地が有すべき諸機能に係る施設を一体的に整備するため、都市施設の類型に追加されたものであり、当該施設を整備する都市計画事業を早期かつ円滑に実現させることで、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることが可能となる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 29 年度) 都市計画事業認可の前においても特例の適用が可能とすれば、都市計画事業の事業期間が半年から 1 年程度短縮されることとなる。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 29 年度) 事業の推進のための円滑な用地取得ができず、地権者の生活再建が遅れることとなる。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 29 年度) 本特例措置に係る減収額は生じない。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	都市計画事業に係る地権者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	一団地の津波防災拠点市街地形成施設を整備する津波復興拠点整備事業は、東日本大震災復興交付金の交付対象事業として位置づけられているが、これは施行者である地方公共団体の計画策定支援、公共施設整備費、用地取得費を補助するものである。 一方で、本特例措置は従前の権利者に対して特例措置を講じることで、事業の合意形成を促すという観点から、事業の円滑な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	一団地の津波防災拠点市街地形成施設に係る都市計画事業は市町村等が施行するものであり、地方公共団体の政策実現にも寄与するものである。

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定緑地管理機構に係る緑地管理機構の課税の特例措置の拡充 (法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	都市緑地法（昭和48年法律第72号）第17条第3項の規定により特別緑地保全地区内の土地等を特定緑地管理機構（※）に譲渡した場合の法人税等について、課税標準となる土地等に係る譲渡所得の2,000万円の特別控除制度を措置する。  ※ 今般の通常国会で成立した都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）において、低炭素まちづくり計画を策定した市町村長は、緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする一般社団法人等、又は特定非営利活動法人を特定緑地管理機構として指定することができることとし、特定緑地管理機構は、都市緑地法第68条第1項による緑地管理機構（租税特別措置法第65条の3において、上記法人税に係る譲渡所得の2,000万円の特別控除を措置済）とみなす旨が規定されている。
3	担当部局	都市局公園緑地・景観課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成7年：都市緑地法における特別緑地保全地区内の土地を緑地管理機構が買い入れる場合を追加。 (租税特別措置法第65条の3)
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 建築物や自動車などに由来して多くの二酸化炭素が排出されている都市において、二酸化炭素の吸収源対策やヒートアイランド対策となる緑地の保全及び緑化の推進に係る課税特例措置を講ずることで、都市の低炭素化を図る。 《政策目的の根拠》 京都議定書目標達成計画（H20閣議決定（改訂））、ヒートアイランド対策大綱（H16関係省庁連絡会議）等においては、都市の緑の創出・保全が国家的課題として明確に位置づけられており、引き続き、着実にこれに取り組んでいく必要がある。また、地球温暖化対策基本法案（平成22年3月12日閣議決定）においても「国は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、緑地の保全緑化の推進を講ずる」とされているところである。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 二酸化炭素の吸収源となる都市の緑地の保全及び緑化を推進することにより、都市の低炭素化を図る。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 都市緑化等による温室効果ガス吸収量 107万トン-CO2/年（平成28年度） ※次期社会資本整備重点計画

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>特別緑地保全地区内の土地について、現行制度による買取対象である地方公共団体及び緑地管理機構に特定緑地管理機構が加わることで、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体の多様化が図られ、NPO等市民団体主体の従来以上にきめ細かい緑地の保全が推進されることを通じて、二酸化炭素吸収源対策に資する都市の緑の保全が推進され、ひいては都市の低炭素化が促進されることが見込まれる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>毎年度：1件/年</p> <p>※原則として、地方公共団体が買い取ることが主であるため。</p>
		② 減収額	<p>本拡充措置は、特別緑地保全地区内の土地所有者の申し出に対して買取を行うことが可能となる相手方として新たに特定緑地管理機構が加わるものであり、減収額は生じない。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成28年度)</p> <p>都市の低炭素化については、緑地の保全及び緑化の推進施策の実施を通じ、二酸化炭素の吸収源の確保、ヒートアイランド現象の緩和による間接的な二酸化炭素排出量の抑制、低炭素化につながる集約型都市構造の実現等に取り組んでいるところであるが、それらの取り組みを継続し、一層の低炭素型都市の実現並びに地球温暖化防止を進める必要がある。</p> <p>地球温暖化防止に関しては、都市緑化等については、森林と並ぶ吸収源対策として気候変動枠組み条約事務局にその結果を毎年報告しており、2010年分については、約105万トン-CO<sub>2</sub>の吸収量が確認されているところである。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成28年度)</p> <p>都市緑化等による二酸化炭素の吸収量の確保並びに都市の低炭素化を進めるにあたっては、緑化の推進及び緑地の保全活動を通じた都市内の緑地の確保と樹木等の育成を促進する緑地の適正な管理が求められる。そのほか、市街地及びその周辺における緑地保全を進めることで、都市の拡散の抑制やヒートアイランド対策効果を通じた都市の低炭素化に寄与するものである。</p> <p>このうち緑地保全を効果的に進めるにあたり、現状凍結的に緑地の保全を進める特別緑地保全地区の指定及びその買取り・管理を進める必要がある。地方公共団体と同様の租税特別措置が講じられた特別緑地管理機構制度の活用により、行政としての取り組みに加え、民間団体によるきめ細やかな緑地保全対策が期待でき、あわせて、目標の達成に寄与するものである。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成28年度)</p> <p>市長村レベルのNPO等市民団体による緑地保全を妨げることとなり、地方公共団体に緑地の保全・管理が偏ることで、地方自治体の負担増加や管理が行き届かない事象が発生し、ひいては緑地の荒廃に至ることで、都市の低炭素化の阻害が懸念される。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成28年度)</p> <p>本特例措置の拡充による税収減は生じない見込みである。</p> <p>なお、本特例措置の効果として、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体の多様化が図られ、NPO等市民団体主体の従来以上にきめ細かい緑地の保全が推進されることを通じて、二酸化炭素吸収源対策に資</p>



			する都市の緑の保全が推進され、ひいては都市の低炭素化が促進されることが見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本拡充措置は、新たな減収を生じさせることなく、NPO等市民団体等の活動を促進することにより、良好な緑地の保全を図る施策であり、的確かつ最小限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	市町村自らが指定する特定緑地管理機構による緑地の管理・保全が推進されることは、地方公共団体の負担軽減の他、市町村に特化した市民団体であるが故に市町村との間における良好なコミュニケーションと市民発意の積極的な緑地保全を促進することから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長 (法人税)
2	要望の内容	河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5年間1割増)について、適用期限(平成25年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	水管理・国土保全局治水課、水資源部水資源政策課、下水道部下水道企画課、住宅局建築指導課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 税制創設 貯留施設 規模要件 貯水容量100m <sup>3</sup> 以上 平成11年度 2年延長 平成13年度 2年延長、 規模要件 貯水容量100m <sup>3</sup> 以上→200m <sup>3</sup> 以上 平成14年度 償却率1.2割増→1割増 平成15年度 2年延長 平成16年度 特定都市河川流域における貯留施設について、 規模要件 貯水容量200m <sup>3</sup> 以上→100m <sup>3</sup> 以上 平成17年度 2年延長 貯留施設 規模要件 貯水容量200m <sup>3</sup> →300m <sup>3</sup> 以上 浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000m <sup>2</sup> 以上を追加 平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長 平成23年度 浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000m <sup>2</sup> 以上→5,000m <sup>2</sup> 以上
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本政策の政策目的は雨水貯留浸透利用施設の整備促進である。 近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度(降雨強度100mm/h以上も多い)に雨が降ることが特徴で、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きいため、また、発生場所等の予測が困難で、被害軽減のための事前の対応が取りにくいことから、これまでも地下空間の利用者や水路工事従事者に犠牲者が生じているところである。 一方、河川の整備は、河川整備計画に基づいて計画的に実施されているものの、完成まで多額の費用と長期間を要するため、特に都市部の中小河川では、市街化の進展により用地買収等を含めて河川整備が進捗せず、低い整備水準(生起確率1/5以下)にとどまっている状況である。また、下水道も、概ね時間雨量50mmを整備目標として整備されてきていることから、都市部にひとたび時間雨量100mmに相当するゲリラ豪雨が降れば、中小河川の流下能力や下水道の排水能力を超える雨水が流入し、氾濫等(外水や内水)による被害が発生する可能性が高く、追加的な河川、下水道の整備のみで対応することは、現実的には非常に困難な状況にある。

		<p>このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるためには、広く流域全体にわたって面的に雨水貯留浸透利用施設等の整備を進めるなど、分散型の流出抑制対策を進める必要がある。</p> <p>国や地方公共団体では、河川、下水道の整備とあわせて学校の校庭や公園等も活用して雨水貯留浸透利用施設の設置等の対策を進めているが、利用できる敷地は限られることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が不可欠である。</p> <p>民間が設置する雨水貯留浸透利用施設は、広く流域内に分散して設置することが可能であり、公共による対策とあわせて実施することで、流域内のどこで発生するか予測出来にくいゲリラ豪雨による浸水被害の解消に寄与するものである。</p> <p>雨水貯留浸透利用施設の設置について、税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図り、流域からの雨水の流出量を緩和・削減することで、流域における浸水被害の防止の一層の促進を図るものである。</p> <p>《政策目的の根拠》  社会資本整備重点計画  1－3 人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における治水対策の強化及び大規模土砂災害対策の推進  (1) 大規模水害の未然の防止等</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減  施策目標 1 2 水害・土砂災害の防止・減災を推進するに包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》  &lt;大規模水害の未然の防止等&gt;  人口・資産が集中する地域、近年甚大な被害が発生した地域等において、河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等の水害対策を推進するに包含</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  大規模水害の未然の防止等  &lt;水害対策に関する指標&gt;  過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数  約6.1万戸(H23年度末)→約4.9万戸(H26年度末)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  本税制がインセンティブとなり雨水貯留浸透利用施設の設置が促進されることで、流域からの雨水の流出を緩和・削減し、流域内の治水安全度の向上に寄与している。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>H10：3件、H11：23件、H12：142件、H13：257件、H14：211件、H15：562件、H16：285件、H17：367件、H18：287件、H19：427件、H20：275件、H21：417件、H22：290件、H23：355件、H24：360件、H25：367件、H26：376件</p> <p>本件税制は事業者等が設置する一定規模以上の雨水貯留浸透利用施設を広く対象としているものであり、適用されうる対象から見て想定外に僅少ではなく、適用が特定の者に偏るものではない。</p> <p>【積算根拠】</p>

		<p>H20 年度以前については（社）雨水貯留浸透技術協会が、H21 年度以降については国土交通省水管理・国土保全局がデベロッパー等に対して行った雨水貯留浸透利用施設に関するアンケート調査結果から、水管理・国土保全局において推計。 （推計方法は別紙に記載）</p>
	② 減収額	<p>H10 年度：0.4 百万円、H11 年度：3 百万円、H12 年度：19 百万円、H13 年度：35 百万円、H14 年度：28 百万円、H15 年度：76 百万円、H16 年度：38 百万円、H17 年度：49 百万円、H18 年度：62 百万円、H19 年度：73 百万円、H20 年度：46 百万円、H21 年度：83 百万円、H22 年度：49 百万円、H23 年度：97 百万円、H24 年度：81 百万円、H25 年度：89 百万円、H26 年度：96 百万円 【積算根拠】 上記積算根拠に同じ。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 19 年度～平成 26 年度）      中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数      平成 19 年度 525 万戸 → 平成 23 年度 390 万戸      本税制により、民間による雨水貯留浸透利用施設は着実に設置されるなど、政策目標「水害等による被害の軽減」等の達成に向けて、中枢・拠点機能を持つ地域内の治水安全度の向上を図るべく取り組みが進められており、また業績指標の実績からも着実に整備が進んでいるところである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 19 年度～平成 26 年度）      上記の実現状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策による達成されているものであり、本件税制の効果はそれら達成状況の一部に包含されて発現している。      本件税制により雨水貯留浸透利用施設の整備促進が図られることによって、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、中枢・拠点機能を持つ地域内の治水安全度を向上させるものである。      社会資本整備重点計画において、中枢・拠点機能を持つ地域での床上浸水の恐れがある戸数について、平成 24 年度までに約 235 万戸にする目標を掲げているところ、平成 23 年度時点の実績は約 390 万戸であり、政策目標の達成に向けて着実に減少している。      平成 25 年度からは社会資本整備重点計画の見直しにより、新たな目標として、過去 10 年間に甚大な被害が発生した地域等における床上浸水被害を受けた家屋を対象にその減少を図ることとしている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 25 年度～平成 26 年度）      例えば新川（愛知県）を例にとると、税制措置がない場合に比べて民間における雨水貯留浸透利用施設の整備が 1.1 倍のペースで進んでおり、税制による民間設置の雨水貯留浸透利用施設の整備が促進されている。      本件税制が延長されなかった場合、税制による促進効果がなくなることによって対策効果が失われ、その結果、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになる。本政策目的は河川整備・下水道整備等の施策と相まって効果を発現するものである。</p>

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成19年度～平成23年度）</p> <p>本件税制の存置により、総合治水対策特定河川流域及び特定都市河川流域では、税制適用対象となる民間の雨水貯留浸透利用施設によって年間約20,000m<sup>3</sup>程度の対策容量が確保されている。これと同程度の対策量を公共事業費により整備する場合、例えば名古屋市にある楠調節池（貯留量12,500m<sup>3</sup>）の整備では施工期間4年、建設費約17億円（用地費含まず）を要している。さらに土地利用の高度化した都市部においては、用地確保が困難なことが多く、土地価格も高価になることから、公的主体が整備を進めていくことは時間及びコストの両面から困難である。それらに対して、本件税制では、税込の減額は約0.9億円であり、税制を存置することの効果は高い。</p>
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>民間が設置する雨水貯留浸透利用施設は、浸水被害軽減という公共の用に資するものであり、支援措置が必要である。仮に公共（国・地方公共団体）が雨水貯留浸透利用施設を設置するにしても、都市部では土地利用が高度化しており、公共が新たに土地を取得して施設を設置する場合には用地取得も含めて事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。一方、民間が商業施設やマンション等を設置する際に雨水貯留浸透利用施設の導入を促進する本件税制は、上記のとおり公費負担が少ないにも関わらず、浸水対策を効果的に発現させることが可能となることから、租税特別措置による対応が妥当である。</p> <p>本件は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。</p> <p>ゲリラ豪雨等による浸水被害のおそれがあるにもかかわらず、ダム、河道整備等従来型の河川改修等を実施することが困難な都市部においては、特に雨水貯留浸透利用施設により浸水被害対策を進める必要性が高い。</p> <p>○本件税制は、民間事業者等の雨水貯留浸透利用施設の設置・管理に伴う経済的負担を軽減するものであり、必要最小限のものである。</p> <p>○予算補助については、社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金により、地方公共団体が整備する雨水貯留浸透利用施設及び下水道施設の整備を支援しているが、本特例は、民間事業者が行う施設整備を支援するものである。</p> <p>○特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域においては民間事業者等が一定規模以上の宅地開発などの雨水浸透阻害行為を行う際には雨水貯留浸透施設の設置が義務づけられているが、一定規模以下の宅地開発等による流出増に対して公共による対策だけでは不足する部分については、民間の対策が求められ、本件税制により雨水貯留浸透施設の設置の推進を図る必要がある。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	<p>○国土交通省政策評価基本計画に基づき、平成 21 年度に下記の政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を評価書として取りまとめたところ。</p> <p>（１）政策レビュー結果（評価書）名 「総合的な水害対策－特定都市河川浸水被害対策法の施行状況の検証－」 （平成 22 年 3 月国土交通省）」</p> <p>（２）政策レビュー評価書取りまとめに当たって意見聴取を行った有識者</p> <p>小幡 純子 （上智大学法科大学院院長） 城戸 由能 （京都大学防災研究所准教授） 小池 俊雄 （東京大学大学院工学系研究科教授） 重川 希志依 （富士常葉大学大学院環境防災研究科教授） 清水 義彦 （群馬大学大学院工学研究科教授）</p> <p>（３）具体的提言等 評価書 31 頁 11～14 行目 局地的集中豪雨による浸水被害が頻発するなかで、これまでの取り組みを一層推進し、各戸貯留浸透施設等住民による自助・共助の取り組みを組み合わせる必要がある。 同・31 頁 32～36 行目 今後、人口減少下で活力を維持し、限られた財政のなかで、合意形成を図りながら、ハード対策、法規制に自助、共助の取り組み等を加えたソフト対策及び既成市街地対策等を行政と民間を含めた住民が一体となって総合的な水害対策に取り組むことが重要であり、これらに対応した対策を検討していくべきである。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月（平成 23 年度税制改正要望時）



適用件数・減収額の推計

【雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税】

1. 適用件数の推計

- ①民間企業が設置した雨水貯留浸透利用施設の数<sub>を推計するために、任意のアンケート調査を実施</sub>
- ②アンケート回答社が完工した建築物件数に対する税制適用建築物件数から、全国の建築物件数（建築物の用途別分類ごと）に税制適用件数を按分  
建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数（ただし鉄筋系建築物のみ） × アンケートでの優遇措置対象建築物 ÷ アンケートでの建築物件数 × 黒字法人率 × 税制の制度利用率

※建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数：

「建築統計年報」（国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室作成）を利用。  
なお、税制の適用が見込まれる建築物は、事実上鉄筋系（鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）に限られるという推定の下で計算している。

※黒字法人率：

国税庁公表「会社標本調査」の「法人企業の状況」に記載されている「欠損法人の割合」を逆の意味に解したもの。H22 は 27.2%（欠損法人割合 72.8%）となっているが、H23 はまだ数字が公表されていないため、H20～H22 の黒字法人率の平均値を用いた。

※税制の制度利用率：

従前と同様に 50%と仮定。

2. H25～H26 年度の適用件数・減収額の推計＜貯留施設＞

- ①直近 6 年間（H18～H23）のアンケート結果から推計した適用件数から近似式を導き、それに基づいて H25～H26 の適用件数を推計。

$$\text{近似式 } y=0.8571x-1416.6$$

$$\rightarrow \text{適用件数 } H25=308 \text{ 件、} H26=310 \text{ 件}$$

- ②貯留施設にかかる減収額

$$= \text{制度適用件数} \times 1 \text{ 件あたり貯留施設整備費用} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率}$$

$$H25 = 308 \text{ 件} \times 5,406 \text{ 万円} \times 0.0083 \times 0.255 = \text{約 } 3,524 \text{ 万円}$$

$$H26 = 310 \text{ 件} \times 5,406 \text{ 万円} \times 0.0083 \times 0.255 = \text{約 } 3,547 \text{ 万円}$$

※貯留施設の 1 件あたり整備費用

過去のアンケート結果から本件税制適用対象である建築物 1 件当たりの雨水貯留浸透施設整備費用を算出。1 件あたり 5,406 万円を設定。

※割増償却率  $0.083 \times 10\% = 0.0083$ （耐用年数 30 年、定率法）

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）

別表第一「構築物 コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、棧橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう」に該当。

別表第八 定率法の償却率 耐用年数（年）三〇年」に該当。

※法人税率 25.5 %

### 3. H25～26年度の適用件数・減収額の推計<浸透施設>

①直近4年間（H20～H21）のアンケート結果から推計した適用件数から近似式を導き、それにより適用件数を推計。

$$y=7.9x-15844$$

→ 適用件数 H25=59件、H26=66件

②浸透施設にかかる減収額

=制度適用件数×1件当たり浸透施設整備費用×割増償却率×法人税率

$$H25 = 59 \text{ 件} \times 14,293 \text{ 万円/件} \times 0.0250 \times 0.255 = \text{約 } 5,376 \text{ 万円}$$

$$H26 = 66 \text{ 件} \times 14,293 \text{ 万円/件} \times 0.0250 \times 0.255 = \text{約 } 6,014 \text{ 万円}$$

※1件当たり浸透性舗装整備費用

過去のアンケート結果から優遇措置対象物件1件当たりの浸透性舗装整備費用を算出。

1件あたり14,293万円を設定。

※割増償却率  $0.250 \times 10\% = 0.0250$ （耐用年数10年、定率法）

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令

別表第一「構築物 舗装道路及び舗装路面 アスファルト敷又は木れんが敷のもの」に該当。

別表第八 定率法の償却率 耐用年数（年）一〇年」に該当。

※法人税率 25.5 %

### 4. 適用件数及び減収額 まとめ

H25年度

（貯留施設）	適用件数 308 件	減収額 3,524 万円
（浸透施設）	適用件数 59 件	減収額 5,376 万円

---

計	適用件数 367 件	減収額 8,900 万円
---	------------	--------------

H26年度

（貯留施設）	適用件数 310 件	減収額 3,547 万円
（浸透施設）	適用件数 66 件	減収額 6,014 万円

---

計	適用件数 376 件	減収額 9,561 万円
---	------------	--------------

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(グリーン投資減税)
2	要望の内容	<p>○適用期限を延長する。</p> <p>現行制度は平成23年6月30日から平成26年3月31日まで(太陽光発電設備、風力発電設備については、平成25年3月31日まで)が適用期限となっている。この期限を延長し、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間の措置とする。</p> <p>○次の設備を特別償却(即時償却)制度に追加する。</p> <p>対象設備：熱併給型動力発生装置のうち、コージェネレーション設備。 (現行制度上、熱併給型動力発生装置には、コージェネレーション設備とガスヒートポンプが含まれる。)</p> <p>○次の設備を対象設備に追加する。</p> <p>(1) 新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>①下水熱利用設備 ②バイオガス利用設備 ③中小水力発電設備</p> <p>(2) 二酸化炭素排出抑制設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>④高効率窓設備 ⑤高効率空気調和設備 ⑥高効率照明 ⑦蓄電池 ⑧プラグインハイブリッド自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム) ⑨電気自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム)</p> <p>○税額控除制度を以下のように変更する。</p> <p>(1) 太陽光発電設備、風力発電設備、コージェネレーション設備向け</p> <p>対象企業：「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。 税額控除率：「7%」を「15%」に変更。</p> <p>(2) その他の設備向け</p> <p>対象企業：「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。</p> <p>○エネルギー使用合理化設備の設備仕様要件を以下のように変更する。</p> <p>「平成11年基準を25%以上、上回る省エネ性能を有するもの」を「都市の低炭素化の促進に関する法律に規定される低炭素建築物新築等計画の認定を受けたもの」に変更。</p>

3	担当部局	水管理・国土保全局下水道企画課 住宅局住宅生産課	
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成 23 年度 創設 平成 24 年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備に対して、即時償却を創設。	
6	適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに延長 (現行:平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)	
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>エネルギー利用効率の向上、非化石エネルギーの開発や利用の促進といった、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギー制約の高まる国内において、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。</p> <p>エネルギー・環境に関する選択肢については、現時点では、その具体的内容について結論を得ていないが、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の 3 つの改革を、あらゆる政策資源を総動員して実現することとなっている。本税制は、これらの実現に寄与することが目的。</p> <p>【3 つの改革】</p> <p>①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト)</p> <p>②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換)</p> <p>③多面的なエネルギー・環境の国際貢献</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>日本再生戦略(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)(P. 8~9 該当)</p> <p>「(略)原子力に代わるエネルギーとして、政策資源を総動員して国民の省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を力強く支援して行くことが必要である。(中略)コジェネレーション等も活用した分散型のエネルギーシステムの拡大の可能性を高めた。これまでの大規模電源集中型の供給中心の電力システムの脆弱性を克服するためにも、需要サイドと供給サイドの両方を視野に入れた政策展開が必要である。」</p>
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	<p>政策目標3 地球環境の保全</p> <p>施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p>
		③ 達成目標 及び測定 指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>エネルギー・環境に関する選択肢については、その具体的内容や新たな数値目標についての議論は結論を得ていない状況ではあるが、これまでの国民的議論を通じて、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の 3 つの改革を、本税制を含むあらゆる政策資源を総動員して実現する。</p> <p>【3 つの改革】</p> <p>①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト)</p>

		<p>②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換)</p> <p>③多面的なエネルギー・環境の国際貢献</p>
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー効果 (2010年比19%以上の削減)</li> <li>・再生可能エネルギー導入量 (発電電力量に占める割合:25%以上)</li> </ul>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>グリーン投資減税創設時には、現行エネルギー基本計画で想定していた再生可能エネルギー導入量の約1%相当を達成する寄与度を算出。現在、再生可能エネルギー導入量の数値目標や、省エネルギーの数値目標について、結論を得ていない状況ではあるが、本税制創設時と同等程度の寄与を目標とする。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>適用事業者数(見込み)</p> <p>平成24年度(見込み) 約66,000</p> <p>平成25年度(見込み) 約140,000</p> <p>平成26年度(見込み) 約190,000</p> <p>平成27年度(見込み) 約230,000</p> <p>(経済産業省ヒアリング調査を基に推計。)</p> <p>※本税制の対象設備は、電気自動車等の運輸関連設備、工作機械等の業務関連設備、太陽光発電設備等であり、広く事業者が利用可能な税制となっている。</p>
		<p>② 減収額</p> <p>平成24年度 402億円</p> <p>平成25年度 555億円</p> <p>平成26年度 652億円</p> <p>平成27年度 726億円</p>
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>東日本大震災以降の電力需給逼迫の中で、各電力会社管内において、省エネルギー・節電に向けた取組、ピークカット、ピークシフトに向けた取組が進み、その際に、本税制を活用し、設備更新を前倒した例も数多く報告されている。また、自家発電設備の導入の一貫として、再生可能エネルギー利用設備や、コージェネレーション設備の導入等も進んでおり、結果として、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化の推進が実現されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>グリーン投資減税創設時には、エネルギー環境負荷低減設備の投資額を増加させ、現行エネルギー基本計画の目標の一つであったCO2削減に関連して、CO2削減効果の高い設備について、3年間でCO2削減効果が1.5万トン以上の効果、という目標を設定していた。</p> <p>しかしながら、東日本大震災の発生に伴い、エネルギー基本計画及びCO2削減目標についての見直しがなされている状況である。</p>

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>グリーン投資減税創設時において、本税制創設に伴い、3 年間で約 1.6 兆円の投資促進効果を推計しており、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の額の投資活動が実施されないことが想定される。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>上記のように、本税制により、低炭素設備の普及が加速的に拡大することにより、相当程度のグリーン投資減税対象設備導入拡大効果が見込まれる。これにより、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加速的導入という政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため、税収減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制は、エネルギー起源 CO2 排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備の投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを狙いとしたもの。</p> <p>一方、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加速的導入拡大が不可欠。税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である。</p> <p>また、対象設備を産業政策的にも大きな効果が期待される、一定の普及率以上の設備と限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし必要最小限の措置としている。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>【関連する他の支援措置の内容】</p> <p>税制: 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置、エコカー減税</p> <p>融資: 環境・エネルギー対策貸付</p> <p>制度: 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進 エネルギー使用合理化事業者支援事業 固定価格買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】</p> <p>グリーン投資減税は、設備を導入した者に対して、導入初年度に広く特別償却又は税額控除による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負担や実質的な納税負担を改善・軽減させるもの。</p> <p>予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置である。これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相</p> <p>—</p>



		当性	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化 (法人税)
2	要望の内容	現行の海外投資家(非居住者及び外国法人)が受領する振替社債等の利子に係る非課税制度の期限(平成25年3月31日)を撤廃し、恒久的な制度とすること。
3	担当部局	住宅局総務課民間事業支援調整室 道路局総務課道路政策企画室 土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室 水管理・国土保全局水資源部水資源政策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成22年度税制改正にて3年間の時限的措置として導入。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海外投資家の社債等に係る市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や独立行政法人、Jリークの資金調達円滑化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)94頁中「2020年までに実現すべき成果目標」のうち「アジア随一の先進的かつ安定的な市場 アジアを含む国内外の資金循環の中核(対外・対内証券投資、対外・対内直接投資の持続的な増大)」</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標29 道路交通の円滑化を推進する</p> <p>政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p> <p>に包含</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外投資家の我が国公社債等市場への参加。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本措置の適用対象となる振替社債等の発行体数、銘柄数及び金額並びにこれらの振替社債等全体に占める比率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度の恒久化により、海外投資家による振替社債等の保有残高が増加すれば、我が国の発行体が発行する債券の投資家層の厚みが増す。潜在的な投資家層が増加すれば、債券取引もそれに伴い活発化し、流動性も増大して、利率の形で示される各発行体のクレジットリスクに対する市場のプライシング機能も向上し、より効率的な市場の実現に資することとなる。また、投資家層の厚みが増せば、資金調達に係る需給が逼迫する可能性も減少し、不当に不利な発行条件での発行や、他社の大規模資金調達が予想される場合の駆け込み発行もなされなくなり、企業等の安定した資金調達に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	平成 24 年 6 月 30 日現在で、101 社 325 銘柄 4,288 億円及び資産担保証券 12 銘柄 825 億円並びに新株予約権付社債 8 銘柄 1457 億円が適用対象となっている。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月)</p> <p>現行の時限的な利子非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われているが、未だ恒久的なものではないことから、債券取引の活発化、流動性の増大、利率の形で示される各発行体のクレジットリスクに対する市場のプライシング機能の向上、及び資金調達に係る需給の安定といった効果を発現させるに足りる投資家層の厚みは未だ形成途上にある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月)</p> <p>現行の時限的な利子非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われている(平成 24 年 6 月 30 日現在で 101 社 325 銘柄 4,288 億円及び資産担保証券 12 銘柄 825 億円並びに新株予約権付社債 8 銘柄 1457 億円)ことから、本制度が恒久化された暁には、最低でも同程度の投資は見込まれる上に、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して従前振替社債等への投資を全く行わなかった、又は消極的姿勢をとっていた海外投資家の積極的な参加も予想されるため、海外投資家による振替社債等のさらなる保有が期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月)</p> <p>本制度が恒久化されず延長にとどまった場合、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して現在振替社債等への投資を全く行っていない、又は消極的姿勢をとっている海外投資家の参加は引き続き見込まれないため、海外投資家による振替社債等の保有は現状維持のまま頭打ちとなる。また、延長もなされない場合、本制度の適用期間内に発行された振替社債等の償還が進むにつれ、海外投資家による振替社債等の保有は段階的に減少することが予想される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月)</p> <p>税収減はないと見込まれる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>従前我が国の社債等市場に海外投資家が参加してこなかった主な理由は、投資家の居住国での課税前の利回りを低下させることとなる、源泉国たる我が国での利子への課税であり、これが存在する限り、国内発行社債等の海外での販促活動等の施策も奏功し難い。従って、海外投資家を我が国の社債等市場に呼び込むには、現行の時限的な非課税制度を恒久化することが最適な策であり、かつ他の全ての施策の前提となるものであって、妥当である。また、先進諸外国では海外投資家の受ける社債等の利子は原則非課税であり、我が国が海外投資家にもみ振替社債等の利子を非課税としても、それは「債券の利子は投資家の居住国にて課税する。」との潮流に合わせるに過ぎず、何ら課税の公平を損なうものではなく、むしろ海外投資家が我が国と居住国で二重に課税される可能性を排除し、内外の無差別取扱いの実現に資するものであって、妥当である。非課税制度の適用者の数については、そもそも適用の可能性があるので、普通社債等を公募することができる信用力の高い発行体に限られており、単純に絶対数のみから適用実績が少ないと判断すべきではない。また、現状においては時限的措置であることから、海外投資家側で国内発行社債の投資の前提となる調査、分析に多くの人的、物的資源を投入できず、そのため、信用力の高い発行体の中でも、営む事業の性質上収益の変動が少ないことから特に信用力の高いものと考えられている発行体（電力会社等）、及び海外 IR 活動に注力している発行体に限られているところ、恒久化の暁には、海外投資家としても我が国で発行される社債等への投資に対する調査及び分析に係る体制を充実させ、これまで投資がなされていなかった銘柄への投資が行われることが見込まれるため、妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	なし	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 (法人税)
2	要望の内容	<p>(1) 現行制度の概要</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅を取得し、又はサービス付き高齢者向け住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、5年間2.8割増(耐用年数35年以上のものについては4割増)で償却する。</p> <p>(2) 要望の内容</p> <p style="padding-left: 2em;">本特例の適用期限(平成25年3月31日)の2年間延長</p>
3	担当部局	住宅局安心居住推進課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成13年度 創設 平成15年度 延長・縮減 平成17年度 延長 平成19年度 延長・縮減 平成21年度 延長・拡充 平成23年度 延長・拡充(制度の見直し)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性 等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の住宅ストックのうち、高齢者が安心して自立して暮らせるバリアフリー化された住宅は極めて限られているなど、高齢者に適した住まいが不足していることから、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスが受けることができる高齢者向け住宅の整備促進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○「新成長戦略実現2011」(平成23年1月25日閣議決定)において、「サービス付き高齢者向け住宅(仮称)の制度化に関する法律の改正、民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅(仮称)の供給支援」が位置付けられている。</p> <p>(※)平成23年1月25日においては、改正高齢者住まい法が成立していなかったため、「サービス付き高齢者向け住宅(仮称)」となっている。</p> <p>○「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)に</p>

		<p>において、基本的な施策として、「医療・介護・住宅が連携し高齢者が安心できる住まいを確保するため、サービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進する。」ことが挙げられている。</p> <p>○「国土交通省成長戦略」（平成 22 年 5 月 17 日公表）において、「医療・介護などのサービスと一体となった住宅の供給を促進するため、民間事業者等によるサービス付き高齢者賃貸住宅の法律上の位置づけを明確化し、その供給支援や適切な運営の確保を図る」ことが位置付けられている。</p> <p>○「社会保障・税一体改革大綱」（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）において、在宅サービス・居住系サービスの強化として、「サービス付き高齢者住宅を充実させる」ことが位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>に包含。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>2020 年を目途に、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み（3～5%）とする。</p> <p>この目標の達成のため、このうち、高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合を約 1%とすることを目安とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合          高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を 2020 年を目途に欧米並み（3～5%）とすることで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高齢者向け住宅の計画的な整備促進が図られる。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>平成 18 年度 238 戸</p> <p>平成 19 年度 35 戸</p> <p>平成 20 年度 162 戸</p> <p>平成 21 年度 50 戸</p> <p>平成 22 年度 0 戸</p> <p>平成 23 年度 781 戸</p> <p>平成 24 年度 3202 戸（見込み）</p> <p>平成 25 年度 3202 戸（見込み）</p> <p>平成 26 年度 3202 戸（見込み）</p> <p>※国土交通省アンケートにより推計</p>



		<p>※平成 22 年度までは高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制、平成 23 年度はサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制</p> <p>将来の推計としては、達成目標を実現するために供給されるべきサービス付き高齢者向け住宅を毎年 3 万戸とした場合、本租税特別措置の対象となりうる民間法人による供給割合等を考慮すると、適用件数は約 3300 戸程度と見込まれる。</p> <p>平成 23 年度に供給されたサービス付き高齢者向け住宅戸数（床面積 25 m<sup>2</sup>以上のもの：1527 戸（国土交通省推計））や昨今の経済状況を考慮すると、適用実績は少なくない。また、特定の地域・事業者に偏ることなく適用されている。</p>
	<p>② 減収額</p>	<p>平成 18 年度 11 百万円  平成 19 年度 1 百万円  平成 20 年度 6 百万円  平成 21 年度 1 百万円  平成 22 年度 0 百万円  平成 23 年度 18 百万円  平成 24 年度 95 百万円（見込み）  平成 25 年度 95 百万円（見込み）  平成 26 年度 95 百万円（見込み）</p> <p>※国土交通省アンケートにより推計</p> <p>※平成 22 年度までは高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制、平成 23 年度はサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制</p> <p>将来の推計としては、達成目標を実現するために供給されるべきサービス付き高齢者向け住宅を毎年 3 万戸とした場合、本租税特別措置の対象となりうる民間法人による供給割合等を考慮すると、減収額は平年度 158 百万円と見込まれる。</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年度～平成 23 年度)</p> <p>現在、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は、9.5%にとどまっているなど、高齢者の暮らしに適した良好な住宅ストックは絶対的に不足している状況にある。</p> <p>本租税特別措置等により、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3～5%)とすることで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高齢者住宅の整備促進を図ることができる。</p> <p>本租税特別措置は、2011 年度末のサービス付き高齢者向け住宅の登録戸数である約 3 万戸の供給に寄与し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合が 1.5%(H20)から 1.7%(H23)となっており、向上している。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>〈税による直接的な押し上げ効果〉</p> <p>平成 23 年度のサービス付き高齢者向け住宅の新規供給戸数である約 7,000 戸のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積要件(専用部分 25 m<sup>2</sup>以上)を満たすもの 22%</li> </ul>

			<p>・税の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅供給のインセンティブにつながると考える者の割合 21% (国土交通省による供給事業者向けアンケート)</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 24 年度)</p> <p>租税特別措置が拡充・延長されなかった場合、サービス付き高齢者向け住宅の供給に向けた投資意欲が弱まる等により、高齢者に適した住まいの確保が困難になる。</p> <p>なお、租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合、サービス付き高齢者向け住宅の新規投資にマイナスの影響を及ぼすと考える者の割合は 63% (国土交通省による供給事業者向けアンケート)</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>今後急増する単身高齢者や要介護高齢者(※)に適した住まいを確保することが喫緊の課題であり、税制特例の誘因措置を通じて、事業者により供給される物件を、医療・介護などのサービスと一体となった高齢者向けの良質な住宅に誘導する必要がある。</p> <p>※参考      単身高齢者は約 1.7 倍(2005 年→2025 年)      要介護高齢者は約 1.5 倍(2010 年→2025 年)      要支援 1 及び 2、要介護 1 の高齢者は平成 12 年と平成 23 年を比較すると約 2.7 倍に増加</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <hr/> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。</p> <p>また、サービス付き高齢者向け住宅は一般の賃貸住宅と比較した場合、バリアフリー構造とする費用及び必要な設備費用の面で建設コストが高くなるため、その負担軽減に割増償却が有効である。</p> <hr/> <p>サービス付き高齢者向け住宅整備事業</p> <p>「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO 等に直接補助を行う。</p> <p>&lt;対象&gt;      登録されたサービス付き高齢者向け住宅等</p> <p>&lt;補助額&gt;      建築費の 1/10 改修費の 1/3 (国費上限 100 万円/戸)</p> <hr/> <p>上記の予算上の措置はサービス付き高齢者向け住宅の共用部分の整備に対する支援であり、本特例は専用部分の整備に対する支援措置であるため、明確に役割分担が図られている。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	租税特別措置の拡充・延長により、民間活力を利用した高齢者向けの住宅の供給に更なる供給が促進されることとなり、各地方公共団体における高齢者の居住の安定の確保寄与することとなる。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月(平成 23 年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の延長 (法人税)
2	要望の内容	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定特定建築物(床面積(増改築の場合は、当該増改築に係る部分の床面積)が2,000㎡以上50,000㎡未満であり、かつ、認定に係る基準に適合する昇降機が設置されているもの)の割増償却制度(現行割増償却率10%、5年間)の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	住宅局建築指導課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 新設 平成7年度 適用期限の2年延長 平成8年度 償却率2割→1.8割 平成9年度 適用期限の2年延長 平成10年度 償却率1.8割→1.4割 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 償却率1.4割→1.2割 適用期限の2年延長 平成14年度 償却率1.2割→1割 適用対象の拡充(老人ホーム等、増改築) 平成15年度 適用期限の2年延長 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長(50,000㎡未満へ)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 デパート、病院、ホテル等不特定かつ多数の者が利用する建築物又は老人ホーム等主として高齢者、障害者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進を図る。</p> <p>《政策目的に係る達成目標》 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 14%(平成21年度)→30%(平成32年度)</p> <p>《政策目的の根拠》 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律91号)</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	「国土交通省 政策評価体系」 政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を促進するに包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 14%(平成21年度)→30%(平成32年度)
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 誘導的なバリアフリー化の基準に適合した新築が進むことで、多くの高齢者・障害者が利用する建築物全体のバリアフリー化の促進が図られる。
8 有効性等	① 適用数等	適用実績 平成21年度 15件 平成22年度 9件 平成23年度 14件 平成24年度～平成26年度 14件(見込み)  ※適用実績は地方公共団体からのアンケート調査結果による。  ※平成24～26年度については、過去の適用実績をふまえた見込み値であり、うち1件は所得税。  過去の適用件数は上記のとおりであり、おおむね想定どおり有効に活用されている。 なお、過去の適用実績では、物販・医療・福祉といった複数の用途の建築物に適用されており、特定の者への大きな偏りはない。	
		② 減収額	減収額 平成21年度 238百万円 平成22年度 71百万円 平成23年度 136百万円 平成24年度～平成26年度 124百万円(見込み)  ※適用実績は地方公共団体からのアンケート調査結果による。 ※減収見込みについては、延床面積16,000㎡で18万円/㎡の建築物を想定し、毎年13件の適用があるものとして試算した。
		③ 効果ないし達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年～平成26年) 多くの高齢者・障害者が利用する建築物の建築に当たり、誘導的なバリアフリー基準に適合させるためには、多大な追加的コスト負担を必要とする。本税制特例(割増償却)は、当該追加的コスト負担を行う民間事業者の投資直後における税負担を軽減させるものであり、負担に対するインセンティブとなることで、多くの高齢者等が利用する建築物のバリアフリー化を促進しようとするものである。

			<p>実際に、本税制特例は、大規模ショッピングセンター等の集客力のある施設や病院、老人センター等の高齢者等が主に利用する施設について、毎年度 14 件程度適用されており、多くの高齢者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年～平成 26 年)</p> <p>不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 平成 21 年度:約 14% → 平成 22 年度:約 17%</p> <p>直近の評価である「平成 23 年度政策チェックアップ評価書」において、「不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合」について評価を行い、本税制特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けて貢献していることを確認している。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年～平成 26 年)</p> <p>床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の特別特定建築物(病院、百貨店等不特定多数の者又は高齢者・障害者が主に利用する建築物)のフローのうち、誘導基準に適合するものの割合を平成 32 年度末までに 30%以上とする目標の達成が困難となる。</p> <p>誘導的なバリアフリー基準を満たさない建築物が新たに建築され、不特定多数の者が利用する建築物のバリアフリー化が進まない結果、高齢者等の社会参加・自立が促進されないことになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年～平成 26 年)</p> <p>本税制特例は、多くの高齢者等が利用する建築物の建築に当たって、特定の者に偏りなく、毎年度確実に適用され、その結果、新築の建築物における誘導的なバリアフリー基準を満たした建築物の割合も着実に増加しており、多くの高齢者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進が図られていることから、税収減を是認する効果が認められる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>高齢者等の自立した生活に不可欠な一定規模以上の特別特定建築物のバリアフリー化を推進するため、用途を問わず、建築物の整備に適用される支援策は本特例措置のみである。</p> <p>本特例の適用要件として用いられている誘導基準に係る目標は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化にとってより望ましい建築物を増加させようとするものであり、民間事業者に対するインセンティブ措置の特例として割増償却(10%5年間)が的確かつ必要最小限な措置である。</p> <p>本特例は、建築物全体を対象として、建築物の用途を問わずに、民間建築主のバリアフリー化に要する負担軽減のインセンティブを与える支援策としての役割を担っている。</p>



		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充（法人税、法人住民税、法人事業税）
2	要望の内容	<p>【拡充要望】</p> <p>① 特例措置の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行制度で対象となっている外航日本船舶に加え、我が国外航船社が運航する外航日本船舶以外の船舶でその海外子会社が所有する一定の要件を満たす外国船舶（準日本船舶）を追加する。</li> <li>・ 各年度の対象隻数は、外航日本船舶の各年度増加隻数の3倍の準日本船舶隻数とする（ただし、各年度の適用隻数は、外航日本船舶を含め450隻を上限とする）。</li> <li>・ 対象事業者は、平成25年度末までに「日本船舶等・船員確保計画」の新規又は変更認定を受けた船舶運航事業者とする。</li> </ul> <p>② 特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国外航船社が、法人税、法人住民税、法人事業税について、利益に応じた納税額の算出に代わり、船舶のトン数に応じたみなし利益を損金算入した後の利益に応じて納税額を算出することができる制度。</li> </ul> <p>準日本船舶のみなし利益水準（100純トンあたり）は、外航日本船舶の1.5倍とする。</p>
3	担当部局	海事局外航課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成20年度 創設（平成22年3月31日までの間に、日本船舶・船員確保計画を作成し認定を受けた事業者は計画期間（5年間）内において、外航日本船舶にかかる利益について、みなし利益課税を選択することができる。）</p> <p>平成23年度 拡充要望（平成24年度以降の検討課題となる）</p> <p>平成24年度 拡充要望（平成24年度税制大綱にて「日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国外航海運業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充する」こととされた）</p>
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          厳しい国際競争にさらされている日本商船隊の競争力を確保しつつ、外</p>

	根拠	<p>航日本船舶増加のペースアップを図るとともに、外航日本船舶を補完するものとして「準日本船舶」を確保することにより、経済安全保障の早急な確立を図ること。</p> <p>《政策目的の根拠》 交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申 (平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」)</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>に包括</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国商船隊における外航日本船舶数を概ね450隻とすることを目標とし、5年間（平成25年度から平成29年度まで）で概ね265隻とすることを目標とする。</li> <li>・ 外航日本船舶の必要規模の達成までの当面の取り組みとして、外航日本船舶数と準日本船舶数の合計を、5年間（平成25年度から平成29年度まで）で概ね450隻とし、これを平成29年度まで維持することを目標とする。</li> </ul> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国商船隊における外航日本船舶数</li> <li>・ 我が国商船隊における外航日本船舶数と、我が国外航船社が運航する外航日本船舶以外の船舶でその海外子会社が所有する一定の要件を満たす外国船舶（準日本船舶）の合計数</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成19年12月の交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申において、経済安全保障の確立に必要な外航日本船舶は450隻とされていることから、</p> <p>①外航日本船舶数を概ね450隻とすることを目標とし、5年間（平成25年度から平成29年度まで）で概ね265隻とすることを目標とすること</p> <p>②外航日本船舶の必要規模の達成までの当面の取り組みとして、外航日本船舶数と準日本船舶数の合計を、5年間（平成25年度から平成29年度まで）で概ね450隻とし、これを平成29年度まで維持することを目標とすることは、いずれも、政策目的の実現に資する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>【適用実績（※）】</p> <p>・トン数標準税制認定事業者数：10社（平成24年3月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画開始時</th> <th>第1期実績</th> <th>第2期実績</th> <th>第3期実績</th> <th>増減 (計画開始時→ 第3期実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶数</td> <td>76.4隻</td> <td>95.4隻</td> <td>118.9隻</td> <td>131.8隻</td> <td>55.4隻</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各認定事業者の「日本船舶・船員確保計画」に基づき作成。</p>		計画開始時	第1期実績	第2期実績	第3期実績	増減 (計画開始時→ 第3期実績)	外航日本船舶数	76.4隻	95.4隻	118.9隻	131.8隻	55.4隻
			計画開始時	第1期実績	第2期実績	第3期実績	増減 (計画開始時→ 第3期実績)								
		外航日本船舶数	76.4隻	95.4隻	118.9隻	131.8隻	55.4隻								
② 減収額	<p>【実績（※）】</p> <p>・平成23年度の減税額合計：476百万円</p> <p>・平成22年度の減税額合計：12,033百万円</p> <p>・平成21年度の減税額合計：2,372百万円</p> <p>(「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者10社の合計。)</p> <p>【見込（※）】</p> <p>・制度拡充による減税見込額（平成25年度から平成29年度までの5年間の平年度減税額）：1,090百万円</p> <p>※減税額はいずれも国税と地方税の合計額。</p> <p>※各認定業者実績値及び見込値（日本船主協会アンケート）に基づき作成。</p>														
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成20年～28年度)</p> <p>「日本船舶・船員確保計画（以下、『計画』という）」の認定を受けたトン数標準税制認定事業者10社について、下記の通り計画が実施され、政策目的の実現に向けた進捗を示しているが、外航日本船舶数増加を加速し、非常時の経済安全保障の確立に必要な規模の外航日本船舶の早期確保を図る必要性に迫られている。</p> <p>【計画の実施状況】</p> <p>・平成24年4月時点認定事業者数：10社</p> <p>・外航日本船舶の確保計画：77.4隻（計画開始時）→160.8隻（第5期終了時）</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成20年～28年度)</p> <p>【本制度の創設時における達成目標】</p> <p>① 外国の外航海運事業者と本邦外航海運事業者との間の国際的な競争条件の均衡化</p> <p>② 外航日本船舶・日本人船員の確保・育成</p> <p>①については、トン数標準税制という外航海運の世界では国際標準となっている制度を日本船舶に対して導入したことは一定の達成目標への寄与が認められる一方、諸外国の多くが自国籍船以外もトン数標準税制としている点については、国際的な競争条件の均衡化に向けた課題として残っている。</p> <p>②については、上欄で記したように、トン数標準税制を適用してい</p>														

		<p>る「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者 10 社について、計画開始時点の 77.4 隻から 160.8 隻（平成 25 年末時点）へと 2.1 倍の外航日本船舶の隻数増加が計画されており、これまでの外航日本船舶の減少傾向から増加に向かっており、船員の確保にも着実な取り組みが見込まれ、現行制度が有効に活用されていることがわかるが、我が国の経済安全保障の確立の観点では、必要規模確保の早期実現が求められる。</p> <p><b>【租税特別措置等による効果】</b></p> <p>トン数標準税制の適用対象に、我が国外航船社が運航する外航日本船舶以外の船舶でその海外子会社が所有する一定の要件を満たす外国船舶（準日本船舶）を追加することは、事業者による外航日本船舶増加のインセンティブを与えることとなり、①平成 23 年央で 136 隻である外航日本船舶を概ね 450 隻とすることを目標とし、5 年間（平成 25 年度から平成 29 年度まで）で概ね 265 隻とすることとともに、②外航日本船舶の必要規模の達成までの当面の取り組みとして、外航日本船舶数と準日本船舶数の合計を、5 年間（平成 25 年度から平成 29 年度まで）で概ね 450 隻とし、これを平成 29 年度まで維持することの実現にも寄与する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 25 年～29 年度）</p> <p>仮にトン数標準税制の拡充が認められなかった場合、以下の効果等が失われることが考えられる。</p> <p>①外航日本船舶増加のペースアップ及び外航日本船舶を補完するものとしての「準日本船舶」の確保による、経済安全保障の早急な確立 ②厳しい国際競争にさらされている日本商船隊の競争力の確保</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 25 年～29 年度）</p> <p>過去の減税額及び達成目標の実現状況は①及び②のとおりであり、本制度の創設時における達成目標の実現に向けての一定程度の効果が確認されているところ。</p> <p>トン数標準税制の拡充により、以下の効果が期待される。</p> <p>①外航日本船舶増加のペースアップ及び外航日本船舶を補完するものとしての「準日本船舶」の確保による、経済安全保障の早急な確立 ②厳しい国際競争にさらされている日本商船隊の競争力の確保</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>国の補助金による支援措置は、WTO サービス貿易協定（内国民待遇※）に抵触するおそれ。また、経済協力開発機構(OECD)において、造船に関して、平成 6 年に「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」（造船協定）が合意されており、同協定において、船舶取得時に国の補助を受けることは禁止されているため、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p> <p>本要望は、対外船舶運航事業者に対する租税特別措置であるトン数標準税制を拡充するものである。</p> <p>なお、規制・補助金等はない。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本租税特別措置により、外航日本船舶増加のペースアップがなされ、また、日本商船隊の競争力が確保されることは、直接的には我が国航船社による安定的な雇用・納税、間接的には地域の造船業等の海事産業クラスターへの経済波及効果といった効果を有するため、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。
10	有識者の見解	「交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月答申）」では、非常時における最低限必要な外航日本船舶を450隻と試算しており、経済安全保障の観点からの外航日本船舶の重要性にかんがみ、外航日本船舶の増加を図ることが至急の課題となっている。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月（平成24年度税制改正要望時）



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	船舶に係る特別償却制度の延長 (法人税)
2	要望の内容	<p>(外航船舶)</p> <p><b>【延長要望】</b> 船舶に係る特別償却制度の対象要件を見直した上で、適用期限を延長する。</p> <p><b>【特例措置の内容】</b> 外航日本船舶……………特別償却率 18/100 外航日本船舶以外の船舶……特別償却率 16/100 対象要件:従来からの設備要件に加え、新造船の設計・建造時に算定するエネルギー効率設計指標が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、平成25年1月1日以降に契約した新造船に義務づけられる二酸化炭素排出規制に係る基準よりも一定の率、効率改善することを追加する。 二酸化炭素排出規制前に建造した船舶及び二酸化炭素排出規制対象外船舶については、現行の設備要件を継続する。</p> <p>(内航船舶)</p> <p><b>【延長要望】</b> 船舶に係る特別償却制度の適用期限を延長する。</p> <p><b>【特例措置の内容】</b> 内航環境低負荷船……………16/100 高度内航環境低負荷船………18/100</p>
3	担当部局	海事局外航課、内航課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和26年度 創設 (外航船舶)</p> <p>平成19年度 延長 (環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成21年度 縮減・延長 (トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本籍船以外の外航船舶に係る償却割合を16/100(現行18/100)に引き下げ) 平成23年度 縮減・延長 (経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を16/100(現行18/100)に引き下げ)</p> <p>(内航船舶)</p> <p>平成19年度 延長 (環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成21年度 拡充・延長 (スーパーエコシップ等の高度環境低負荷船については18%) 平成23年度 縮減・延長 (推進効率改良型プロペラ設置必須化等の設備要件見直し)</p>
6	適用又は延長期間	2年間

7 必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の市場経済、貿易活動、国民生活を支える基盤である外航海運において、初期投資額が大きい船舶の省エネ・環境負荷低減に資する船舶への代替建造を促進することにより、国際海運の環境負荷低減に関する社会的・国際的要請に応えつつ、我が国商船隊を国際競争力ある形で安定期に維持し、安定的かつ効率的な輸送サービスの確保を図ることを目的とする。</p> <p>内航海運における環境負荷低減をより一層推進していくため、環境性能に優れた船舶への代替建造を促進し、モーダルシフトの担い手としてふさわしい競争力のある省エネ型の輸送システム構築を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>(外航船舶)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋基本法(平成19年法律第33号)第24条</li> <li>・第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(平成20年法律第53号)」審議における附帯決議</li> </ul> <p>(内航船舶)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)</li> <li>・海洋基本計画(平成20年3月閣議決定)</li> </ul>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化          施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>に包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(外航船舶)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2削減:平成32年度までに日本商船隊からの排出量を21%の削減を行う(平成16年度比。排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む)</li> <li>・NOx削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。</li> <li>・我が国商船隊の輸送比率を平成28年度まで概ね10%を維持</li> </ul> <p>(内航船舶)</p> <p>① 省エネ化、CO2・NOx排出削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2削減:平成32年度までに25%の削減を行う(平成16年度比)</li> <li>・NOx削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。</li> </ul> <p>② 環境低負荷船等の普及・促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間建造隻数に占める内航環境低負荷船等の隻数割合35%以上(平成32年度時点)</li> </ul> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新造船におけるCO2排出量(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律で定める二酸化炭素放出抑制指標)</li> <li>・新造船におけるNOx排出量(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律で定める窒素酸化物の放出量)</li> <li>・我が国商船隊の輸送比率(世界の海上荷動量における我が国商船隊による輸送の割合)</li> <li>・年間内航船舶建造隻数に占める本租税特別措置又は買換特例制度の利用による内航環境低負荷船取得隻数の割合</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な要請でもある二酸化炭素排出抑制対策については、我が国が先行して積極的に国際基準を提案していく等の戦略的な国際基準作りを行っている</li> </ul>

		<p>くことが必要であるとの考え方を基本とし、特別償却制度を具体的な取り組み事項として位置づけ、引き続き、特別償却制度によるさらなる省エネ・低炭素化に資する船舶の導入促進を図るとともに、今後も我が国が国際的議論をリードし、国際海運からの二酸化炭素排出抑制対策に主導的に貢献していくことに寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界の海上荷動量が4%の伸びが見込まれる中、我が国商船隊の輸送比率を平成28年度まで概ね10%維持することは、日本商船隊に対する国内船主の船舶供給が可能になり、船体規模の維持・拡大が実現されたといえる。</li> <li>・大型内航船舶から内航環境低負荷船への代替が効果的に行われることによって、地球温暖化対策の推進に寄与。</li> </ul>																																										
8 有効性等	① 適用数等	<p>(外航船舶)</p> <p>【適用隻数】 (単位:隻数)</p> <table border="1" data-bbox="571 638 1422 900"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶以外の船舶</td> <td>36</td> <td>46</td> <td>32</td> <td>38</td> <td>34</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局外航課による「外航海運業における税制利用状況調査」より  ※H24年度以降については過去の実績をもとに推計  本制度により、わが国経済の発展に不可欠な国際海上輸送の確保及び環境負荷低減が実現され、広く国民に裨益するものであることから、特定の者への偏りはない。</p> <p>(内航船舶)</p> <p>【適用隻数】 (単位:隻数)</p> <table border="1" data-bbox="571 1169 1422 1431"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境低負荷船舶</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境低負荷船舶</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局内航課による「内航海運業における税制利用状況調査」より  ※H24年度以降については過去の実績をもとに推計  本制度の利用による、内航環境低負荷船への代替促進によって、地球温暖化対策が推進され、広く国民に裨益するものであることから、特定事業者への偏りはない。</p>		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	外航日本船舶	7	5	3	5	4	4	外航日本船舶以外の船舶	36	46	32	38	34	34		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	内航環境低負荷船舶	3	3	6	6	7	7	高度内航環境低負荷船舶	3	4	2	3	3	4
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																						
外航日本船舶	7	5	3	5	4	4																																						
外航日本船舶以外の船舶	36	46	32	38	34	34																																						
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																						
内航環境低負荷船舶	3	3	6	6	7	7																																						
高度内航環境低負荷船舶	3	4	2	3	3	4																																						
	② 減収額	<p>(外航船舶)</p> <p>【減収見込み】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="571 1695 1422 1957"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>2,618</td> <td>1,584</td> <td>702</td> <td>1,130</td> <td>904</td> <td>904</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶以外の船舶</td> <td>8,904</td> <td>11,796</td> <td>7,734</td> <td>7,636</td> <td>6,832</td> <td>6,832</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局外航課による「外航海運業における税制利用状況調査」より  ※H24年度以降については過去の実績をもとに推計</p>		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	外航日本船舶	2,618	1,584	702	1,130	904	904	外航日本船舶以外の船舶	8,904	11,796	7,734	7,636	6,832	6,832																					
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																						
外航日本船舶	2,618	1,584	702	1,130	904	904																																						
外航日本船舶以外の船舶	8,904	11,796	7,734	7,636	6,832	6,832																																						

		<p>(内航船舶)</p> <p>【減収見込み】 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21 年度</th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境低負荷船</td> <td>291</td> <td>271</td> <td>285</td> <td>228</td> <td>266</td> <td>266</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境低負荷船</td> <td>41</td> <td>286</td> <td>132</td> <td>137</td> <td>137</td> <td>183</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局内航課による「内航海運業における税制利用状況調査」より  ※H24 年度以降については過去の実績をもとに推計</p>		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	内航環境低負荷船	291	271	285	228	266	266	高度内航環境低負荷船	41	286	132	137	137	183
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度																	
内航環境低負荷船	291	271	285	228	266	266																	
高度内航環境低負荷船	41	286	132	137	137	183																	
③ 効果・達成目標の実現状況		<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 16 年度～平成 23 年度)</p> <p>(外航船舶)</p> <p>オペレーターが必要とする規模の船舶の供給が可能となる船舶特別償却制度により、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大の実現及び環境負荷低減船舶の導入促進が可能。</p> <p>(内航船舶)</p> <p>船舶特別償却制度により、環境への負荷低減に効果的な設備を有する内航船舶の建造意欲が増進され、内航海運の安全・安定かつ環境にやさしく効率的な輸送サービスが図られている。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 16 年度～平成 23 年度)</p> <p>(外航船舶)</p> <p>オーナーは、特別償却制度を適用することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶建造時のキャッシュフローを確保することができる。この結果、船舶の建造サイクルが短縮化され、オーナーが保有する外航船舶約 800 隻の維持・拡大及び環境負荷低減船舶の導入を図ることができる。</li> <li>日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られることにより、年約 4%の船隊規模の拡大が実現され、我が国商船隊の輸送比率について、平成 22 年度時点における過去 5 年間の我が国商船隊の輸送比率である概ね 10%を維持することが可能となる。</li> </ul> <p>(内航船舶)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内航環境低負荷船の取得時において、船舶特別償却制度によって生じる手元資金によって、資金調達負担を軽減、これにより、一層の内航環境低負荷船の導入促進を図ることが可能となる。</li> <li>内航環境低負荷船の増加に伴って、CO<sub>2</sub>及びNO<sub>x</sub>排出削減量が増大する。</li> </ul> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 16 年度～平成 23 年度)</p> <p>仮に本制度が認められなかった場合、</p> <p>(外航船舶)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① オーナーの船舶の建造サイクルが長期化し、外航日本船舶の増加及び日本商船隊の維持・拡大に支障を来すとともに、環境負荷低減船舶の普及を妨げることになる。</li> <li>② オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船隊整備を円滑に行うことができなくなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがあり、日本商船隊の国際競争力の維持・確保に影響を及ぼす。</li> </ol>																					

			<p>(内航船舶)</p> <p>① 必要な手元資金を確保できないため、内航環境低負荷船への代替建造を妨げることになる。</p> <p>② 内航環境低負荷船への代替建造が進まず、既存船舶による運航が継続することになるため、CO2及びNOx排出削減に関する目標達成が困難になる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成16年度～平成24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。</li> <li>・本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図り、日本商船隊の国際競争力を強化することができ、年約4%の船隊規模の拡大を実現することで、我が国海外航海運企業のシェアを維持することが可能となる</li> <li>・本租税特別措置により、日本商船隊の船隊整備が図られることにより、荷主との長期契約締結による輸送コスト削減や定期航路サービスの確立による輸送コストの削減が見込まれる。</li> <li>・国際的な要請でもある二酸化炭素排出抑制対策については、我が国が先行して積極的に国際基準を提案していく等の戦略的な国際基準作りを行っていくことが必要であるとの考え方を基本とし、本租税特別措置により、さらなる省エネ・低炭素化に資する船舶の導入促進を図るとことで、今後も我が国が国際的議論をリードし、国際海運からの二酸化炭素排出抑制対策に主導的に貢献していくことが可能となる。</li> <li>・大型内航船から内航環境低負荷船への代替が効果的に行われていくことによって、内航海運業界全体としての環境負荷低減の底上げを図っていくことが可能となる。</li> </ul>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>(外航船舶)</p> <p>外航船舶については、経済協力開発機構(OECD)において、造船に関して、1994年に「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」(造船協定)が合意されており、同協定において、船舶取得時に国の補助を受けることは禁止されている。</p> <p>また、本特例制度は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高いものと考えられるため、租税特別措置によることが妥当であると考えられる。</p> <p>(内航船舶)</p> <p>本租税特別措置により生じるキャッシュフローの確保によって、内航海運事業者の初期投資負担が大幅に軽減されることから、経営体質強化につながり、内航海運事業者の建造意欲を増進させている。また、一定の環境設備要件を組み込んでいることによって、内航環境低負荷船への転換を促進しており、政策目的の達成手段として有効である。</p> <p>本租税特別措置の適用にあたっては、環境トップランナー支援の対象となる厳格な環境設備要件を満たす必要があることから、対象船舶(総トン数</p>



		300G/T 以上) に対しての適用隻数が、僅少であるとは言えず、妥当であると 考えられる。
	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	<p>(外航船舶)</p> <p>外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されて おり、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商 船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第 169 回国会 海上運送法及び 船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号)審議における附帯決議では、 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略) の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努める こと。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するもので ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買換特例制度: 船主(オーナー)の船舶建造支援による日本商船隊の維 持・拡大</li> <li>・ 固定資産税非課税措置: オーナーの外航日本船舶保有コスト低減によ る外航日本船舶の建造促進</li> <li>・ 登録免許税の税率軽減措置: オーナーの外航日本船舶保有コスト低減 による外航日本船舶の建造促進</li> </ul> <p>なお、規制、補助金等はない。</p> <p>(内航船舶)</p> <p>内航船舶取得の支援策としては、3つの租税特別措置が併存。中小企業投 資税制は中小零細事業者の船舶取得を支援、買換特例制度は船価高騰時 における船舶代替の促進を目的としていることに対して、本租税特別措置は、環 境負荷低減の技術革新等諸要件に対応した船舶の普及・促進を目的としてお り、明確な役割分担がなされている。</p> <p>なお、規制、補助金等はない。</p>
	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)